

第4章 施策の展開

本章では「第3章 計画の目標と体系」で示した基本施策ごとに【本市の現況】、現況から抽出された【課題】、課題を解決するために設定した【指標目標】、目標を達成するための【施策】と日常生活や事業活動の中で、できる限り環境に配慮した行動を実践するための基本的な姿勢や考え方である【環境配慮指針】を示します。

環境目標1【自然環境】都市・緑・水辺が調和し、生物が生き生きとしているまち

市内を縦断する元荒川をはじめとした河川や黒浜沼等の水辺環境、周囲に広がる農地や市内に現存する雑木林や社寺林等の緑の保全が進み、それらを拠点とした緑のネットワークが形成されることで、多様な生物が生息・生育するまちを目指します。

《基本施策1－1》陸域の生物多様性の保全

【本市の現況】

本市には田畑や樹林、河川域や池沼域とそれに連続する緑地、都市公園など多様な環境があります。これらの環境、あるいは環境同士のつながりは、そこに適した動植物の生息・生育の場となり、多種多様な生物たちが確認されています。その中には、国や埼玉県のレッドリストに掲載されている重要種（絶滅危惧種等）もあります。

2020（令和2）年9月～2021（令和3）年6月に行われた自然環境調査では、以下に示す生物が確認されています。

● 哺乳類 ●

哺乳類については、タヌキ、イタチ、アカネズミ、ヒナコウモリ科の一種などが確認されていますが、重要種は確認されませんでした。

外来種としては、アライグマ、ハクビシンが確認されています。



アライグマ
写真出典：環境省



ハクビシン
写真出典：環境省

● 鳥類 ●

鳥類の重要種としては、以下に示す22種が確認されています。

黒浜沼などの池沼周辺、元荒川沿いにみられるヨシ群落などの湿生草地ではオオヨシキリ、ウグイスのさえずりが確認され、また、クイナ、ベニマシコの越冬が確認されています。

山ノ神沼などの池沼、河川などの水辺においては、ミサゴ、セイタカシギ、コアジサシ、カワセミが確認されています。

黒浜沼周辺などにみられる樹林においては、ノスリ、サシバ、キビタキ、ヤマガラが確認され、オオタカの営巣が確認されています。

元荒川沿いの疎林においては、ホトトギスが確認されています。

各地にみられる農地では、水田においてはチュウサギ、畑周辺の草地においてはホオジロが確認されています。

様々な環境がみられる黒浜沼周辺においては、ハヤブサ、チョウゲンボウの飛翔が確認され、また、高虫地区においては、トビ、オオタカ、ツミ、ハイタカの飛翔が確認されています。これらの猛禽類は当該地区を採餌場として利用していると考えられます。

西城沼公園周辺においては、上空を飛翔するハチクマが確認されています。

■ 本市の陸域で確認された生物（鳥類の重要種）

鳥 類	チュウサギ※ ² 、ミサゴ※ ¹ 、ハチクマ※ ² 、トビ※ ³ 、オオタカ※ ² 、ツミ※ ³ 、ハイタカ※ ² 、ノスリ※ ³ 、サシバ※ ² 、ハヤブサ※ ² 、チョウゲンボウ※ ³ 、クイナ※ ³ 、セイタカシギ※ ¹ 、コアジサシ※ ² 、ホトトギス※ ³ 、カワセミ※ ³ 、ウグイス※ ³ 、オオヨシキリ※ ³ 、キビタキ※ ³ 、ヤマガラ※ ³ 、ホオジロ※ ³ 、ベニマシコ※ ³
-----	---

※1：『環境省レッドリスト2020』に掲載されている生物

※2：『環境省レッドリスト2020』と『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

※3：『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

外来種としては、カワラバト（ドバト）が、高虫地区、西城沼公園周辺及び元荒川沿いで確認されています。



カワラバト（ドバト）

● 両生類爬虫類 ●

両生類爬虫類の重要種としては、以下に示す6種が確認されています。

西城沼公園を除く各地区の水田においてトウキョウダルマガエルが確認されています。しかし、確認例数が少なく、外来種との競合も考えられるため、今後も生息状況を注視する必要があります。

全地区の草地、農地、住宅地周辺などにおいてニホンカナヘビが確認されています。確認例数は多く、本市に広く生息していると考えられます。

高虫地区の水田周辺においてシマヘビが多数確認されていますが、他の地区では確認されませんでした。

高虫地区及び黒浜地区においてアオダイショウ、ヒバカリ及びヤマカガシが確認されています。これらの種は、様々な環境に生息するため、まとまった樹林と農地、水辺など多様な環境がみられる地区において生息していると考えられます。

■ 本市の陸域で確認された生物（両生類爬虫類の重要種）

両生類	トウキョウダルマガエル※ ²
爬虫類	ニホンカナヘビ※ ³ 、シマヘビ※ ³ 、アオダイショウ※ ³ 、ヒバカリ※ ³ 、ヤマカガシ※ ³

※1：『環境省レッドリスト2020』に掲載されている生物

※2：『環境省レッドリスト2020』と『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

※3：『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

外来種は、ウシガエル、ヌマガエル（国内由来の外来種）、ミシシippアカミミガメが確認されています。このうち特定外来種であるウシガエルは、山ノ神沼、西城沼、黒浜沼及び元荒川において確認されています。また、特筆すべき種として、「生態系被害防止外来種リスト」の「総合対策外来種（重点対策外来種）」に該当するヌマガエルは、西城沼公園を除く各地区の水田において確認されています。本種は既往調査では確認されておらず、近年、急速に分布を広げている種です。本調査で確認できなかったニホンアカガエル、確認例数が少なかったトウキョウダルマガエルなどの在来種との競合が危惧されます。



ウシガエル



ヌマガエル



ミシシippアカミミガメ
写真出典：環境省

● 昆虫類 ●

昆虫類の重要種としては、以下に示す6種が確認されています。

黒浜沼周辺の沼縁でクマコオロギが確認されています。

山ノ神沼周辺の水田とヨシ群落が隣接する環境でキイロサシガメが確認されています。同様の環境は、本市の各所にみられるので、本市での生息範囲は広いと考えられます。

西城沼公園周辺のふわふあの森でシロスジカミキリが確認されており、市内ではまとまった樹林が存在する地区において生息していると考えられます。

西城沼公園周辺及び高虫地区においてオオハラナガツチバチが確認されていることから樹林地周辺に限らず、住宅地内でもみられ、比較的幅広い環境に適応していることが考えられます。

黒浜沼周辺の草地においてシロスジフデアシハナバチが確認されています。

西城沼公園周辺のふわふあの森においてトビイロリングが確認されています。

■ 本市の陸域で確認された生物（昆虫類の重要種）

昆虫類	クマコオロギ※ ³ 、キイロサシガメ※ ³ 、シロスジカミキリ※ ³ 、オオハラナガツチバチ※ ³ 、シロスジフデアシハナバチ※ ³ 、トビイロリング※ ³
-----	--

※1：『環境省レッドリスト2020』に掲載されている生物

※2：『環境省レッドリスト2020』と『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

※3：『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

外来種は、アカボシゴマダラが確認されています。本種は、すべての地区で確認されており、特に黒浜沼周辺地区では確認例が多く、エノキに産卵に訪れる個体や、付近の湿地のヤナギ類の樹液に来集する個体が確認されており、エノキが生育している環境であれば生息していると推測されます。



アカボシゴマダラ
写真出典：環境省

● 植物 ●

植物の重要種としては、以下に示す 26 種が確認されています。

重要種の生育環境についてみると、湿地や放棄後数年の水田(ヨシ群落などの湿生草地)などには、ハンゲショウ、ジョウロウスゲ、ウマスゲ、ナガボノワレモコウ、ノウルシなどが生育、黒浜沼のホタルの里付近ではこれらの重要種のため草刈りなどの保全活動が行われています。

水田や休耕田などには、イヌスギナ、ヒメミズワラビ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、アブノメ、キクモ、タウコギなどが生育しています。

元荒川や山ノ神沼の水際や周辺の田畑畔や草刈りによる攪乱を受けた草地などには、ゴキヅル、コイヌガラシ、カワヂシャ、ミゾコウジュ、コギシギシなどが生育しています。

湧水のある水路には、エビモ、マツモなどの沈水植物が生育、黒浜沼や東城沼の水面にはヒシが生育しています。

高虫地区や西城沼地区や黒浜沼地区周辺の樹林内には、エビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、シュンランなどが生育、林縁にはウラシマソウが生育しています。

■ 本市の陸域で確認された生物（植物の重要種）

植 物	イヌスギナ※ ³ 、ヒメミズワラビ※ ³ 、ハンゲショウ※ ³ 、ウラシマソウ※ ³ 、エビモ※ ³ 、エビネ※ ² 、ギンラン※ ³ 、キンラン※ ² 、ササバギンラン※ ³ 、シュンラン※ ³ 、ジョウロウスゲ※ ² 、ウマスゲ※ ³ 、マツモ※ ³ 、ナガボノワレモコウ※ ³ 、ゴキヅル※ ³ 、ノウルシ※ ² 、ミズマツバ※ ² 、ヒシ※ ³ 、ウスゲチョウジタデ※ ² 、コイヌガラシ※ ² 、コギシギシ※ ² 、アブノメ※ ³ 、キクモ※ ³ 、カワヂシャ※ ² 、ミゾコウジュ※ ² 、タウコギ※ ³
-----	--

※1：『環境省レッドリスト 2020』に掲載されている生物

※2：『環境省レッドリスト 2020』と『埼玉県レッドデータブック植物編 2011』に掲載されている生物

※3：『埼玉県レッドデータブック植物編 2011』に掲載されている生物

外来種は、オオフサモ、アレチウリ、オオカワヂシャが確認されています。

オオフサモは、山ノ神沼の周辺水路に生育、アレチウリは、元荒川の堤防一面を覆うように生育しており在来種との競合が危惧されます。

オオカワヂシャは、元荒川の水際や山ノ神沼付近の水路に生育しており在来種カワヂシャとの競合が危惧されます。



オオフサモ
写真出典：環境省



アレチウリ
写真出典：環境省



オオカワヂシャ
写真出典：環境省

【課題】

- ◇ 野生生物の適正な保護管理と、外来種の防除対策の強化が求められます。
- ◇ 都市化に伴う土地の改変が進み、豊かな環境資源が失われつつあります。本市に生息・生育する生物について、市民や事業者が関心を持ち、本市に適した自然環境保全の取組を浸透させることが重要となります。
- ◇ 市内の樹林は比較的小面積の林分が点在している状態であるため、現在残されている樹林をできるだけ保全していくことが望まれます。
- ◇ 市民生活の利便性などの確保や、農地、樹林の所有者の置かれた状況なども踏まえながら、適切に農地や樹林を保全していくことにより、自然と人間の共生ができるまちをつくっていくことが重要となります。
- ◇ いかに生物多様性の保全活動を推進していくかが課題となります。

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年秋調査・令和3年春調査)	目標値 (令和23年度)
在来生物確認種数	【動物】44目 296科 1542種 【植物】109科 389種	現状を維持する

〈参考〉

分類		目	科	種
動物	鳥類	13	34	72
	両生類	1	2	2
	爬虫類	2	4	7
	哺乳類	4	5	7
	昆虫類	18	243	1435
	魚類	6	8	19
	計	44	296	1542
植物		—	109	389

※令和2年秋、令和3年春の動物・植物調査により確認された「科」「種」。

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①在来種の保全 ※緑地保全については 基本施策1－3で展開   	動植物の生息生育状況調査を実施し、実態把握に努めます。	みどり環境課
	自然観察会を実施し、市内の生物多様性への意識啓発を行います。	
	広報紙や SNS を活用して陸域の生物多様性の理解促進を図ります。	
	生物多様性の保全活動を推進します。	
	生態系ネットワークに配慮した開発や緑の創出を図ります。	
	環境保全型農業を推進します。	農政課
②外来種対策の推進  	広報紙や SNS を活用して外来生物の理解促進を図ります。	みどり環境課
	アライグマやアレチウリなどの特定外来生物の駆除などの防除策を推進します。	

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 市内に生息生育する動植物に興味、関心を持つため、市内の動植物について学ぶ機会を積極的に利用し、生物多様性に対する理解を深めることが必要です。また、ペットの適正な飼育に努め、市内の動植物の保全活動に参加することが求められます。

事業者の取組

- ◆ 事業活動の際は自然環境への影響に配慮し、開発の際には開発区域の重要種の生息・生育状況について把握し、重要種を保護する対策を講じる必要があります。また、市内の動植物の保全活動に協力・支援することで、生物多様性の保全に貢献することが求められます。
- ◆ 農業従事者は、環境保全型農業の導入に努めることが求められています。

《基本施策1－2》水辺の生物多様性の保全

【本市の現況】

本市には山ノ神沼や黒浜沼、西城沼をはじめとした池沼や、綾瀬川、元荒川及び見沼代用水といった河川並びに多くの水路があり、豊富な水辺環境を有しています。

2020（令和2）年9月～2021（令和3）年6月に行われた自然環境調査では、池沼などの止水域、河川の汽水域から中流域にかけて生息する種が確認されています。

● 魚類 ●

魚類の重要種としては、以下に示す4種が確認されています。

元荒川においては、ニホンウナギが確認されています。また、水田周辺の底質が砂泥の水路においてドジョウ（ドジョウ類含む）が確認されています。

西城沼公園地区を除く沼、水路及び河川においてミナミメダカが確認されています。

元荒川及び綾瀬川の河川その他、止水域である黒浜沼においてジュズカケハゼが確認されています。

■ 本市の水域で確認された生物（魚類の重要種）

魚類	ニホンウナギ※ ² 、ドジョウ（ドジョウ類含む）※ ¹ 、ミナミメダカ※ ² 、ジュズカケハゼ※ ¹
----	--

※1：『環境省レッドリスト2020』に掲載されている生物

※2：『環境省レッドリスト2020』と『埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）』に掲載されている生物

外来種は、タイリクバラタナゴ、カラドジョウ、コウライギギ、チャネルキャットフィッシュ及びブルーギルが確認されています。

タイリクバラタナゴは、西城沼公園地区を除く各地区、カラドジョウは、高虫地区、山の神沼周辺地区、黒浜沼周辺地区及び綾瀬川において確認されています。これらの種は、広く市内に生息していると考えられます。

ブルーギルは、西城沼及び黒浜沼において確認されており、確認数も多く、市内では止水域に多く生息していると考えられます。

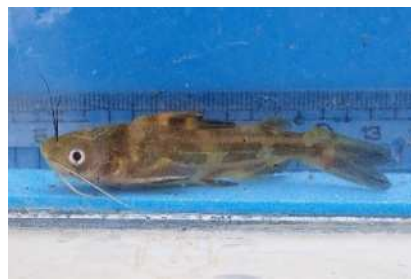
これまでの文献・既往の調査でも確認されたことのないコウライギギが黒浜沼で、チャネルキャットフィッシュが、元荒川において確認されています。



タイリクバラタナゴ



カラドジョウ



コウライギギ



チャネルキャットフィッシュ



ブルーギル

写真出典：環境省

【課題】

- ◇ 水辺の生態系を意識した河川及び池沼の保全が求められます。
- ◇ 野生生物の適正な保護管理と、本市におけるこれまでの文献・既往の調査でも確認されたことがない外来種の確認もあったことから、より強力な防除対策が求められます。
- ◇ 生活する人々が憩いの場となる水辺の創出が求められます。
- ◇ 湿地部の生物については、湿地が乾燥することなどにより、生育に適した環境ではなくなってしまうため、黒浜沼で行われているような草刈り活動や湧水などの水源の保全が重要となります。
- ◇ 河川の護岸整備等の開発行為時における、水域への配慮が求められます。

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
生物（野鳥、昆虫、魚など）に関する満足度 (満足+やや満足)の割合 (市民アンケート)	27.7%	40%

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①池沼環境の保全   	池沼の保全に努めます。	みどり環境課
	池沼の水質調査を継続し、適切な水環境の継続監視に努めます。	
	池沼の生物調査を実施し、実態把握に努めます。	
	ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、タイリクバラタナゴ、カラドジョウ、ブルーギルなどの外来生物の周知に努め、防除を図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
②河川環境の保全   	河川の護岸整備等の際は、水域とその周辺の緑を合わせた水辺の生物多様性に配慮します。	道路課 都市計画課
	河川での不法投棄の減少に努めます。	みどり環境課 道路課
	河川の定期的な水質調査を継続し、適切な水質の継続監視に努めます。	みどり環境課
	河川の水質調査に生物学的水質判定を用い、水辺環境の実態把握に努めます。	
	カラドジョウ、チャネルキャットフィッシュなどの外来生物の周知に努め、防除を図ります。	

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 市内の水辺環境に興味・関心を持ち、川の働きや大切さを学習するため、川に親しむイベントに積極的に参加するなど、身近な保全活動に積極的に参加することが求められます。
- ◆ 家庭排水による環境負荷を理解し、洗剤の使用を極力控えるとともに、川や沼にごみを捨てないこと。また、飼っている水生生物は最期まで責任をもって飼育する責任があります。

事業者の取組

- ◆ 水辺環境の保全活動に協力するとともに、水質汚濁等の公害に関する管理体制を定め、水辺環境の保全に努めるため、法定規則以上の排水基準を定めるなど、事業所排水による汚濁負荷の軽減に努めることが求められています。

《基本施策1－3》緑の整備と保全（蓮田市第2次緑の基本計画）

【個別計画としての性質】

I) 計画の背景と目的

都市の緑は、人と自然が共生する都市環境の確保や景観資源、生物の生息環境など様々な機能を有しています。一方、都市の緑は私たち人間が適切な保全・整備・管理を行うことで存在するものであり、近年では高齢化や住宅の増加などにより、減少傾向にあり、計画的な緑の整備や保全が求められています。

蓮田市第2次緑の基本計画（以下、「緑の基本計画」とします。）は、都市緑地法第4条に基づき策定する計画で、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

II) 計画の期間

緑の基本計画の計画期間は、本計画と同じ2022（令和4）年度から2041（令和23）年度までの20年間とし、必要が認められた場合に見直しを行うこととします。

III) 対象となる緑地の定義

緑の基本計画で対象とする緑地は、都市緑地法第3条第1項で定義されている「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているもの」とします。

① 樹林地	土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、竹林も含まれます。
② 草地	土地の大部分が草で被われている土地であり、ゴルフ場のような人工草地も含まれます。
③ 水辺地	池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域のことです。
④ 岩石地	土地の大部分が岩石で被われている土地または岩石が風化して角礫を多く含んだ状態の土地のことです。
⑤ その状況が①～④に類する土地（農地であるものを含む）	上記①～④に該当しないが、その景観、立地状況等がこれらに類似しているものです。 （例）屋敷林、庭園、街道の並木、梅林、茶畑、果樹園、花畑、野菜畑、採草放牧地、湿地帯、蓮田、砂丘地など
⑥ ①～④に隣接している土地	樹林地、草地、水辺地、岩石地等の土地と一体となって良好な自然的環境を形成している土地の範囲のことです。それぞれの地域の土地の状況等を勘案してその範囲が決められます。

参考：「都市緑地法運用指針」（2018（平成30）年 国土交通省都市局）を基に作成

【本市の現況】

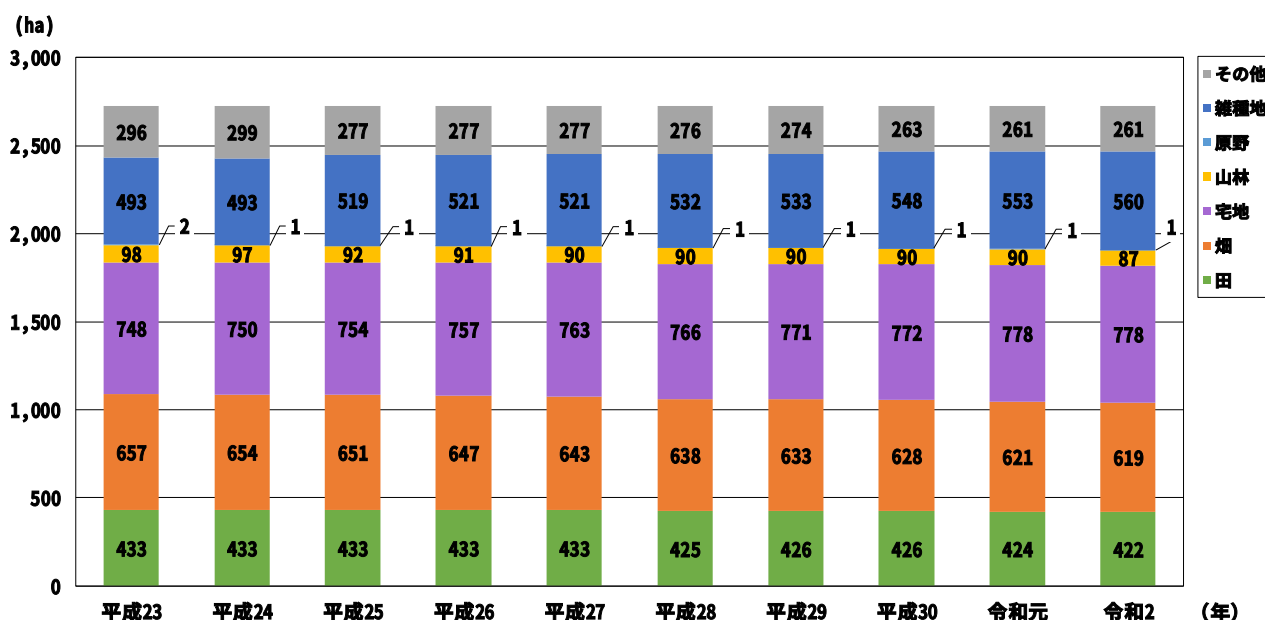
● 土地利用の状況 ●

本市の土地利用状況をみると、田、畑、山林は平成23年から2020（令和2）年までの10年間で合計60ha減少しており、一方、宅地と雑種地は増加傾向にあります。

市民アンケートでも、10年前と比較した住まい周辺の緑の量について、「とても増えた」との回答はなく、「やや増えた」との回答も黒浜地区にあるのみで、ほとんどありませんでした。

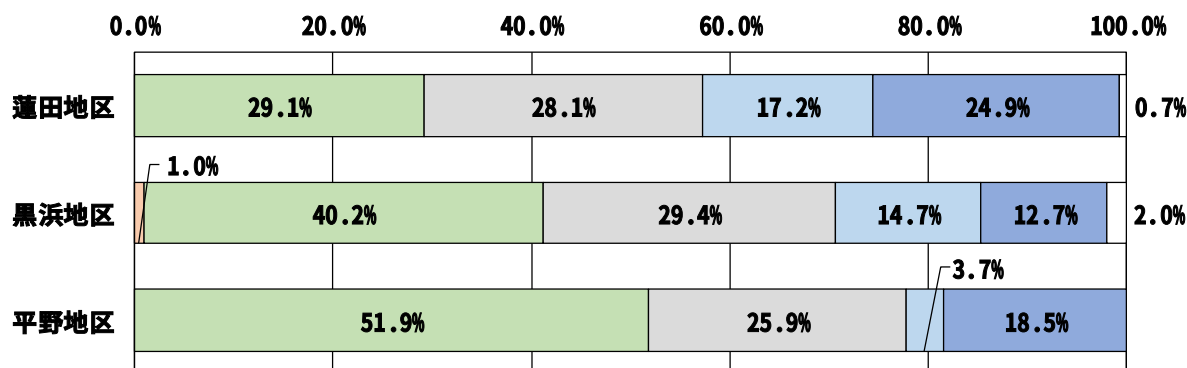
また、特に住宅地が多い蓮田地区や黒浜地区では「変わらない」の回答割合より、「やや減った」と「とても減った」を合わせた回答割合が多くなっており、緑が減ったと感じている方が多くなっています。平野地区では「変わらない」との回答が約50%、「やや減った」と「とても減った」を合わせた回答割合が約30%となっており、蓮田地区や黒浜地区ほどではないものの緑が減ったと感じている方がいる結果となっています。

■ 地目別土地利用面積の推移（各年1月1日現在）



出典：統計はすだ（蓮田市）

■ 10年前と比較した住まい周辺の緑の量（市民アンケートより）



とても増えた やや増えた 変わらない やや減った とても減った わからない 無回答

● 緑の配置・都市公園・生産緑地の状況 ●

本市は外縁部に農地が広がっており、市街化区域内に生産緑地を 47 地区、約 9.74 ha 指定しています。また、市内を流れる元荒川や綾瀬川といった水域に沿って河川敷を構成する草地在創出されています。

本市の都市公園・緑地は、42 か所、約 21 ha となっており、市の南部の元荒川を挟む地域に集中しています。また、市全体における人口1人当たりの都市公園・緑地面積は 3.4 m²となっています。

■ 都市公園・緑地の整備状況（令和3年3月31日現在）

名称	供用面積		
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
区域面積(ha)	2,728	634	2,094
都市公園・緑地面積(ha)	21.04	11.6	9.44
都市計画公園面積(ha)	16.99	7.99	9
1 五反歩公園	0.47	0.47	
2 中島公園	0.19	0.19	
3 上島公園	0.42	0.42	
4 中谷公園	0.22	0.22	
5 綾瀬西児童公園	0.07	0.07	
6 榎戸公園	0.14	0.14	
7 貝和田公園	0.09	0.09	
8 御殿場山公園	0.15	0.15	
9 三角公園	0.09	0.09	
10 岡の島公園	0.06	0.06	
11 みどり公園	0.13	0.13	
12 松ヶ崎公園	0.33	0.33	
13 見沼公園	0.13	0.13	
14 桑原公園	0.24	0.24	
15 前口公園	0.29	0.29	
16 天神谷公園	0.25	0.25	
17 野久保公園	0.17	0.17	
18 馬込九番公園	0.13	0.13	
19 馬込八番公園	0.27	0.27	
20 馬込七番公園	0.25	0.25	
21 中道公園	1.1	1.1	
22 堂山公園	1.2	1.2	
23 根ヶ谷戸公園	1.6	1.6	
24 黒浜公園	4.5		4.5
25 西城沼公園	4.5		4.5

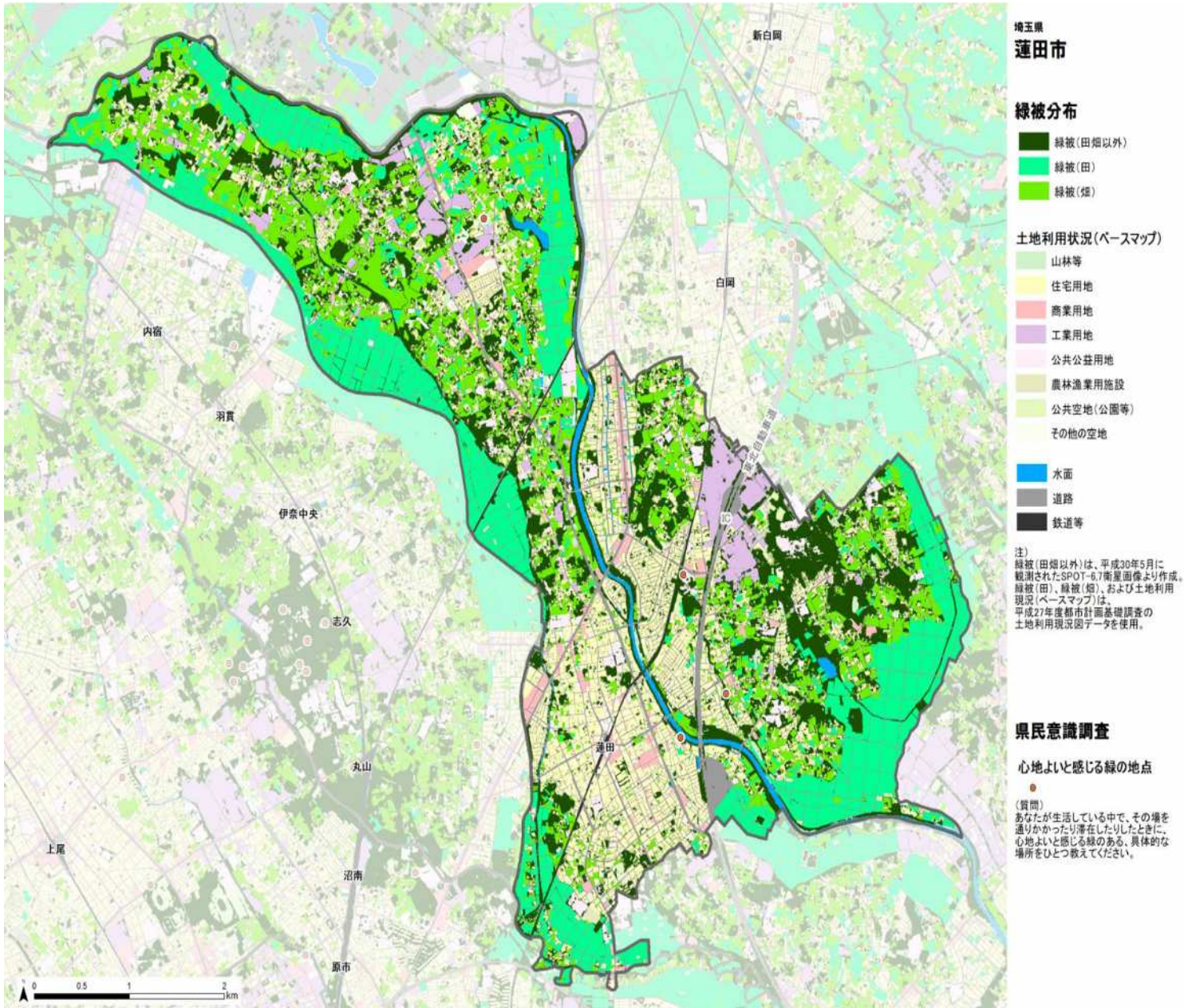
名称	供用面積		
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
その他の都市公園・緑地面積(ha)	4.05	3.61	0.44
a 綾瀬南児童公園	0.04	0.04	
b 綾瀬東児童公園	0.03	0.03	
c せいよう北公園	0.07	0.07	
d せいよう南公園	0.07	0.07	
e 清水公園	0.13		0.13
f 清水緑地	0.31		0.31
g 宿上公園	0.19	0.19	
h 宿下公園	0.32	0.32	
i 藤ノ木公園	0.25	0.25	
j 馬場公園	0.27	0.27	
k 天神前公園	0.1	0.1	
l 山ノ内公園	1.18	1.18	
m 黒浜1号緑地	0.09	0.09	
n 黒浜2号緑地	0.26	0.26	
o 黒浜3号緑地	0.29	0.29	
p 黒浜4号緑地	0.25	0.25	
q 黒浜5号緑地	0.2	0.2	

出典：みどり環境課（蓮田市）

● 緑被地面積・緑被率 ●

本市の緑被地面積・緑被率¹⁵は、「身近な緑現況調査及び分析業務委託調査報告書」（令和2年2月 埼玉県）によると、緑被地面積が1598.1 ha、緑被率が58.6%となっています。

■ 蓮田市の緑被状況



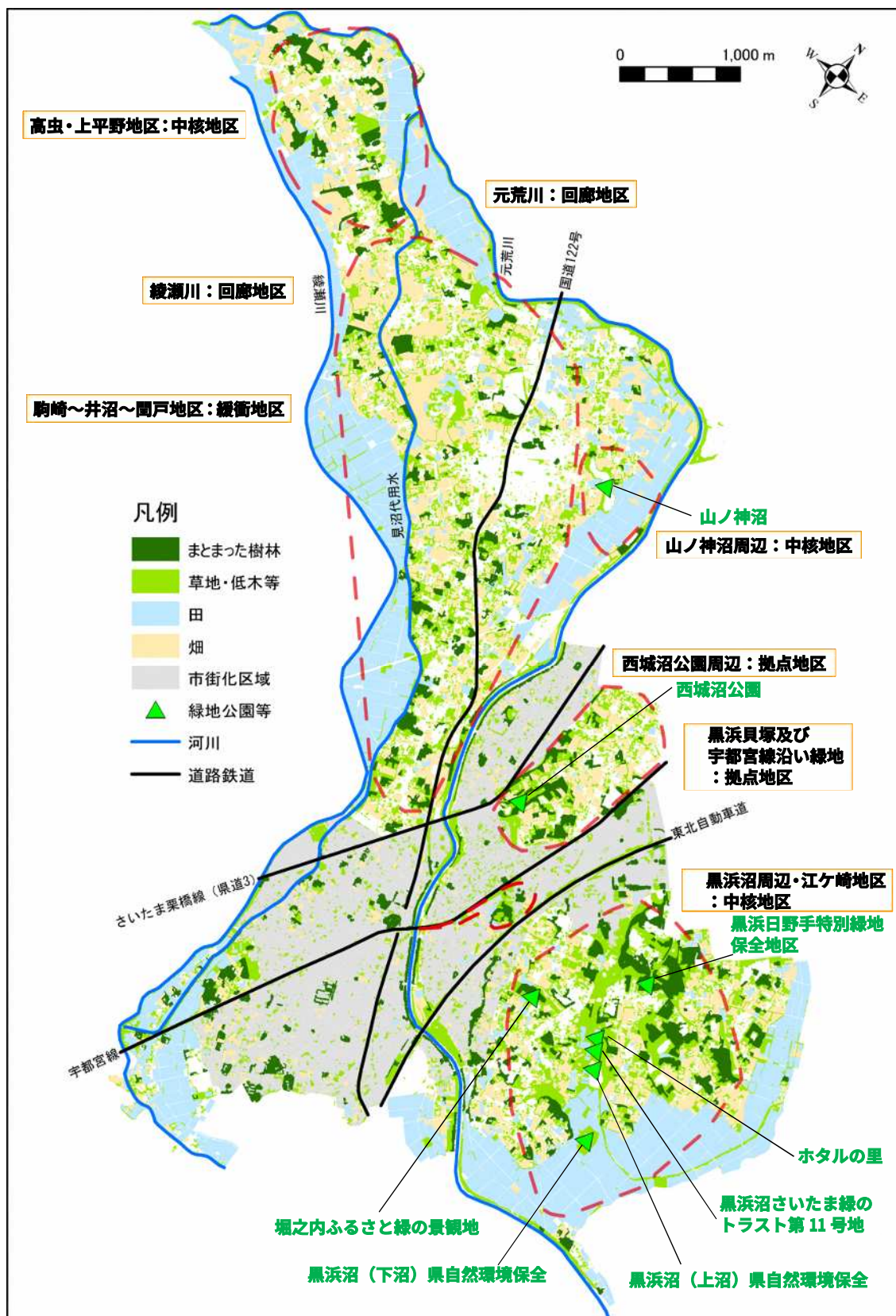
出典：身近な緑現況調査及び分析業務委託調査報告書（埼玉県）

¹⁵ **緑被率**：上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に被われた部分）の市域面積に対する割合のことです。

● 生物多様性に関する緑の分布と地域の特徴 ●

本市の緑の分布について、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」（平成 30 年 国土交通省）を参考に、生物多様性の確保の視点から、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性などを評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を区別し、地区分けを検討しました。

■ 蓮田市の緑の分布と地区区分



★ 中核地区 ★

…都市郊外に存在し、他の地域への動植物種の共有等に資する核となる緑地

黒浜沼周辺

本市を代表する自然環境であり、黒浜沼上沼・下沼は埼玉県から自然環境保全地域に指定されており、黒浜沼上沼周辺はさいたま緑のトラスト第11号地となっています。自然観察会や、ホタルの里など保全活動も行われており、ヘイケボタルやミナミメダカが見られます。

また、黒浜沼湿性植物群落は埼玉県レッドデータブック2011植物編において希少な植物群落に選定されており、希少植物も生育しています。ここでは、水辺やヨシ原等の湿地に生息する鳥類が多くみられます。また、黒浜沼周辺下流部には水田が広がっており、トウキョウダルマガエル等の両生類が比較的多く生息しています。上流部にはまとまった樹林があり、蓮田市堀の内ふるさと緑の景観地、黒浜日野手緑地は埼玉県の特別緑地保全地区に指定されています。黒浜沼周辺は本市で最も多様な生物相を有する地域となっています。



山ノ神沼周辺

本市を代表する水辺環境のひとつであり、一部ヨシ等の湿地環境が残されており、水辺に生息する鳥類やトンボ類等の昆虫類が比較的多くみられ、周辺の水田や水路には、モツゴなどの小魚が生息し、ハンゲショウやカワヂシャなどの希少な植物も生育しています。樹林には、コムラサキなどヤナギ類に生息する昆虫類が見られます。釣り人等が多く訪れ、自然のふれあいの場ともなっています。



出典：国土地理院撮影の空中写真（撮影年月 2019 年 6 月～10 月）

江ヶ崎地区

地区内には、まとまった樹林が多く現存していますが、なかでも江ヶ崎久伊豆神社は、周囲に自然豊かな環境が広がり、その社叢（神社の森）は1990（平成2）年に「ふるさとの森」として埼玉県指定を受けています。



出典：国土地理院撮影の空中写真（撮影年月 2019 年 6 月～10 月）

高虫・上平野地区

樹林が多く残されている地区のひとつで、蓮田市保存樹林に指定されている高虫氷川神社や上平野八幡神社もあり、樹林性の鳥類や中型哺乳類が比較的多く生息しています。周辺には農地が広がっており、水田には希少植物（ヒメミズワラビなど）も生育しています。昆虫類も比較的多種生息する地区であり、湿地や樹林など様々な環境が集合することにより、多様な生物が生息できる環境となっています。



出典：国土地理院撮影の空中写真（撮影年月 2019年6月～10月）

★ 拠点地区 ★

…市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地

黒浜貝塚及び宇都宮線沿い緑地

黒浜貝塚は国指定史跡となっており、ハンノキ群落等良好な自然環境が残されています。JR宇都宮線と東北自動車道の間にあり、貴重な大型緑地となっています。



黒浜貝塚

縄文時代前期の貝塚を伴う集落遺跡です。「黒浜式土器」の標式遺跡としても重要な遺跡です。史跡内は、縄文時代に食用などで利用されていたドングリやクリなどの落葉広葉樹林が広がっています。谷部分には湧水池があり、周辺地域でも希少なハンノキの群落や自然度の高いヨシ群落といった低湿地の植生が残されています。ここでは、水鳥や魚類を観察することができ、カモの繁殖地にもなっていることが確認されています。また、県の蝶であるミドリシジミも観察されています。これらの考古学的価値と貴重な自然環境が残されていることが評価され、国史跡に指定されています。

西城沼公園周辺

市街地の中にある比較的まとまった緑地であり、西城沼の周辺は大型の公園として整備され市内外の方より親しまれ、東城沼ではヒシなどの浮揚植物が確認されています。西城沼の北東側には市民緑地「ふわふあの森」などまとまった樹林があり、農地があります。市街地の中にあるため生物の生息数は少ないものの、水辺に生息する鳥類や昆虫類のほか、シジュウカラなどの樹林性の鳥類などもみられます。



★ 回廊地区 ★

…中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地です。

元荒川

河川敷及び堤防は連続した緑地（ヨシ、サクラ並木）となっています。河川敷にはゴキヅル等の希少植物が生育する一方、堤防沿いには特定外来生物であるアレチウリが繁茂しています。水辺に生息する鳥類や、草地や樹林に生息する鳥類が多くみられます。遊歩道やワンドなどが整備されているところもあり、自然とのふれあいの場となっています。

綾瀬川

河川敷及び堤防は連続した緑地となっています。

★ 緩衝地区 ★

…中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯です。

駒崎～井沼～閩戸地区

中核地区である高虫・上平野地区と市街地の間に位置し、農地が広がり、樹林が点在する環境です。山ノ神沼西側の国道122号沿いでは市街化が進んでいます。

★ そのほかの代表的な環境 ★

見沼代用水

豊かな田園環境が形成され、用水沿いに緑のヘルシーロードが整備されています。緑のヘルシーロードは見沼代用水路やその支線用水路の改修により生み出された土地や管理道路を有効に利用して設置された、自転車・歩行者・農耕車の専用道路です。

【課題】

- ◇ 山林及び農地面積が減少しており、エコロジカルネットワーク¹⁶に配慮した更なる緑の創出が求められます。
- ◇ 山林保護のため、定期的な管理体制の整備が重要となります。
- ◇ 農地を保全するため、農業後継者の育成とともに、遊休農地の利活用が求められます。
- ◇ 都市公園等の計画や管理運営において、市民、事業者及び民間団体が参画しやすい環境を整える必要があります。
- ◇ 誰もが安心して利用できる都市公園とするため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

¹⁶ エコロジカルネットワーク：人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークを指します。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

<基本理念>

緑の基本計画の運用を計画的に図るため、緑地の保全や緑化の必要性・意義等を示す基本理念を以下のとおり定めます。

<基本理念>**◎生物多様性の保全に配慮した自然環境を守り、育む**

本市の特徴である元荒川や黒浜沼等の水辺、屋敷林などの樹林、広大な農地を緑の財産として認識し、それぞれに特有の生態系が存在することを意識し、これらの環境と私たちの生活が調和した環境を育んでいきます。

◎本市で生活する人々の健康と生きがいを高める緑を維持する

本市に存在する緑地が、防災やレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など様々な機能により、本市で働く、学ぶ、生活する人々の健康面と文化的な生活を高める良好な緑地の配置を目指します。

◎市民・事業者・市が協働し、関連する企業・団体等と連携して取り組む

本市の緑が果たす役割やその重要性について、市民・事業者・市が共通の認識をもち、協働して本市の緑を守り育む取組を進めます。また、必要に応じて県や近隣自治体と連携します。



黒浜沼

＜緑の将来像＞

緑の基本計画は、本計画に内包し、本市の緑の保全と育成を目指す計画であることから、緑の基本計画における方向性を示す緑の将来像は、本計画の環境目標1とします。

【自然環境】都市・緑・水辺が調和し、生物が生き生きとしているまち

＜基本方針＞

計画の総括的な目標を示す基本方針を以下のとおり定めます。

＜基本方針＞

◎緑を守り、育む

- 川や沼などの水辺と接続する緑を守ります。
- 田畑や果樹園などの農地を守ります。
- 屋敷林や平地林などの樹林を守ります。

◎生態系ネットワークに配慮する

- 水辺とその周辺の緑地、農地、平地林や屋敷林の樹林地などの緑のつながりが分断されないように緑地を維持します。

◎緑に親しみ、緑を知る環境を整える

- 本市の緑を活用した環境学習の場の創出や、緑地を取り入れた都市公園の維持を行います。

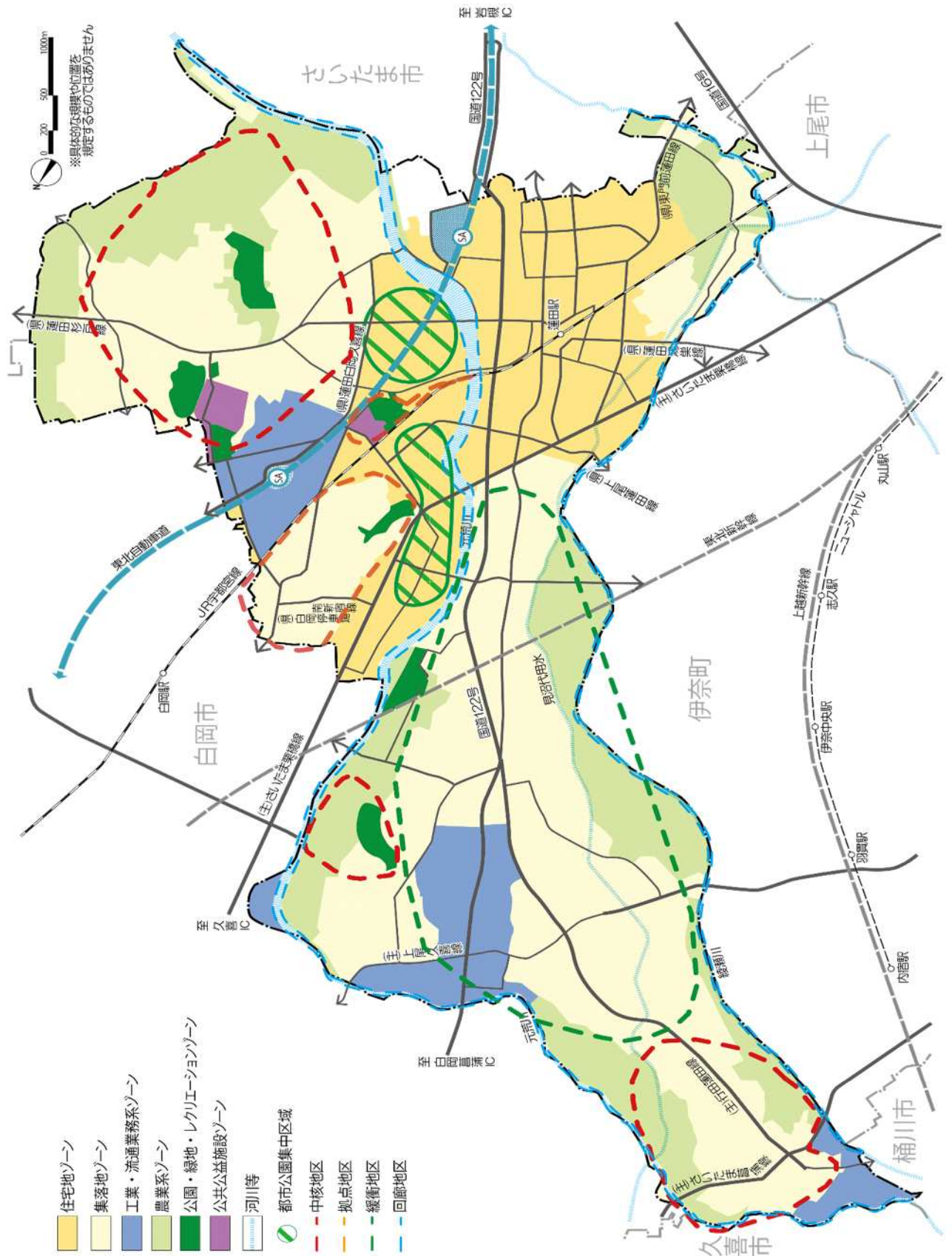
【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年2月)	目標値 (令和23年度)
緑被率	58.6%	現状を維持する

【緑地の配置方針】

前述の生物多様性確保の視点による緑地の地区分けと、蓮田市都市計画マスタープランにおける土地利用方針と整合を図り、下図のような緑の配置を目指します。

■ 緑地の配置方針図



【施策】

施策名	施策の内容		担当課
① 生物多様性に配慮した緑の保全・整備 	中核地区	黒浜沼上沼・下沼や山ノ神沼の湿地環境を適切に維持し、貴重な動植物の保全に努めます。 黒浜沼上沼・下沼周辺や江ヶ崎地区、高虫・上平野地区に現存する樹林の保全に努めます。	みどり環境課
	拠点地区	黒浜貝塚周辺や西城沼公園周辺の樹林地を市街地と郊外の緑を結ぶ拠点として保全に努めます。	みどり環境課
	回廊地区	元荒川や綾瀬川と、そこに接続する緑地を生物多様性に配慮した保全に努めます。	みどり環境課
	緩衝地区	農地や農業用水路の適切な維持管理に努めます。	農政課
② まちの緑地の維持（1/2） 	都市公園の整備 （住宅地ゾーン・集落地ゾーン）	本市の動植物のコリドー¹⁷としての役割を担える都市公園の整備を推進します。 都市公園は地域の景観資源並びに身近に緑とふれあえる場として、また、防災拠点としての役割も担うため、安全で良好な状態の維持管理に努めます。	みどり環境課
	農地の保全 （農業系ゾーン）	農業生産空間として農業基盤の整備を図ります。 環境保全型農業を支援します。 担い手の確保と農地の集積・集約を図ります。 農作業を体験したい市民のレクリエーションとして、自家用野菜、花の栽培や高齢者の生きがいづくりなどのニーズに応えるため、市民農園の適切な管理運営に努めます。	農政課

¹⁷ コリドー：野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間を指し、生態的回廊、または緑的回廊などともいわれています。

施策名	施策の内容		担当課
② まちの緑地の維持（2/2）	緑地の活用 （公園・緑地・レクリエーションゾーン）	スポーツや文化・芸術活動、自然観察会や環境学習講座の開催などの生涯学習、ボランティア活動等の場として活用を支援します。	みどり環境課
		市の景観資源として良好な緑地を維持します。	
	公共施設の緑化 （公共公益施設ゾーン）	公共施設の屋上、ベランダ、壁面、屋内等の緑化を継続します。	各施設管理者

【環境配慮指針】

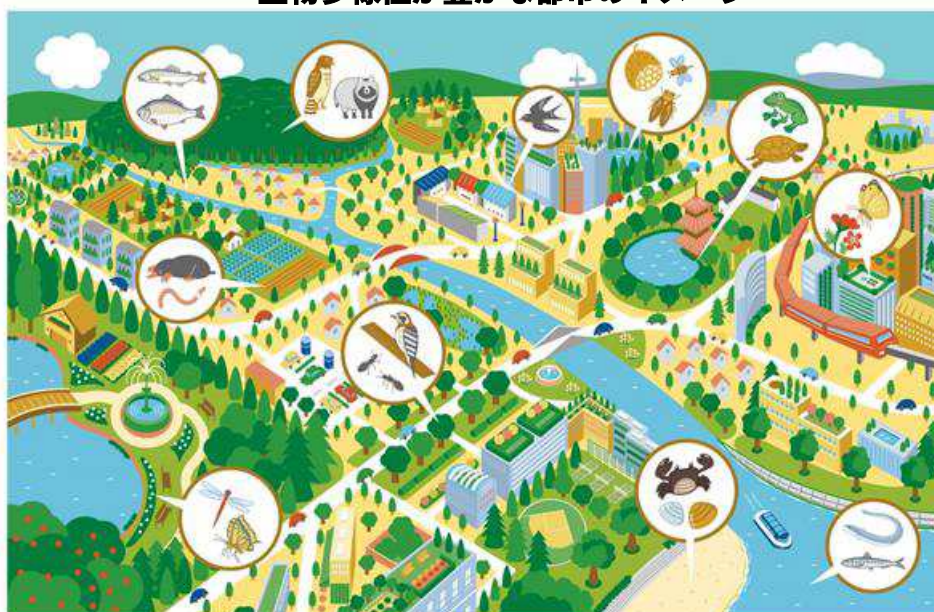
市民の取組

- ◆ 緑が果たす役割や重要性を認識し理解を深めることで、市に現存する保存樹林の維持管理に協力するとともに、田畑や果樹等の農地の保全、山林や屋敷林等の適切な管理及び、公園の維持管理に協力することが必要です。

事業者の取組

- ◆ 事業所内の緑化に努め、事業開発や用地の拡大の際には、緑の確保や周辺環境に配慮するとともに、水辺環境に隣接した緑の保全や育成、保存樹林を始めとした緑の維持管理にも協力し、地域住民とのコミュニティ活性化に努めることが求められています。

■ 生物多様性が豊かな都市のイメージ



出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（国土交通省）

環境目標2【生活環境】快適で、安心してこれからも住み続けたいまち

大気環境や水環境の「良好な」状態が保たれ、感覚公害（騒音・振動・悪臭等）による被害が防止されるとともに、不法投棄をなくして“蓮田市らしい”景観を守ることにより、本市で生活する人々がこれからも安心して住み続けたいと思うまちを目指します。

《基本施策2-1》大気と水環境の保全

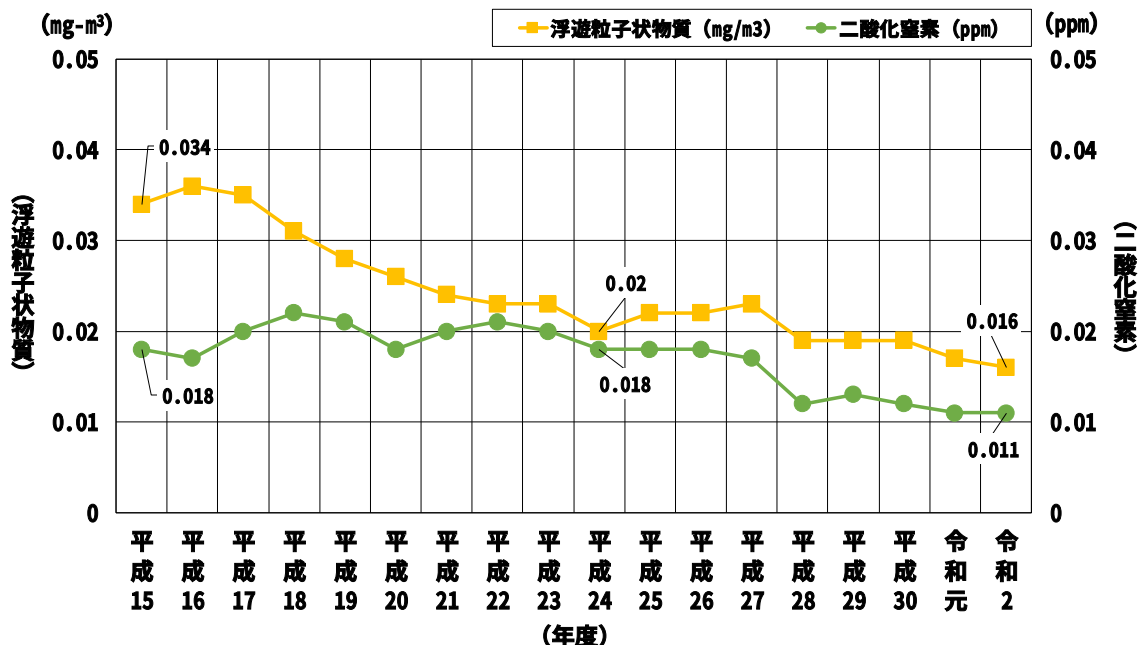
【本市の現況】

● 大気の状態 ●

本市の浮遊粒子状物質の状況は、2004（平成16）年度以降減少傾向にあります。二酸化窒素は、2006（平成18）年度まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。参考までに年平均値を環境基準と比較すると、ともに基準を満たしており、大気環境は良好であるといえます。

また、本市では市内2か所でダイオキシン類の測定を行っており、環境基準を大きく下回る良好な状態が維持されています。さらに、本市では、福島県の原子力発電所事故による放射線の影響を調査するため、2011（平成23）年の事故発生から市内の小中学校、保育園、幼稚園、公園などで空間放射線量の測定を10年間継続して行っているほか、食品等の放射性物質検査も継続して行っており、基準値を超える放射性物質は検出されていません。

■ 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素濃度の推移（年平均）

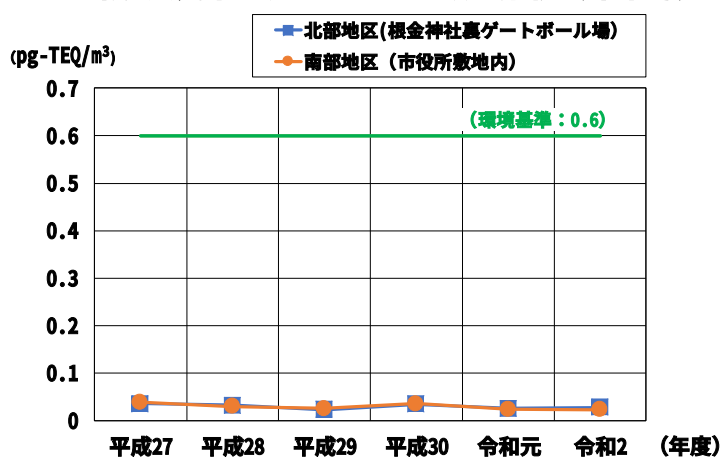


出典：統計はすだ（蓮田市）及び大気汚染物質常時監視測定結果（埼玉県）より作成

〈環境基準〉

浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ1時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素（ NO_2 ）	1時間値の1日平均値 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

■ 環境大気中のダイオキシン類の推移（年平均）



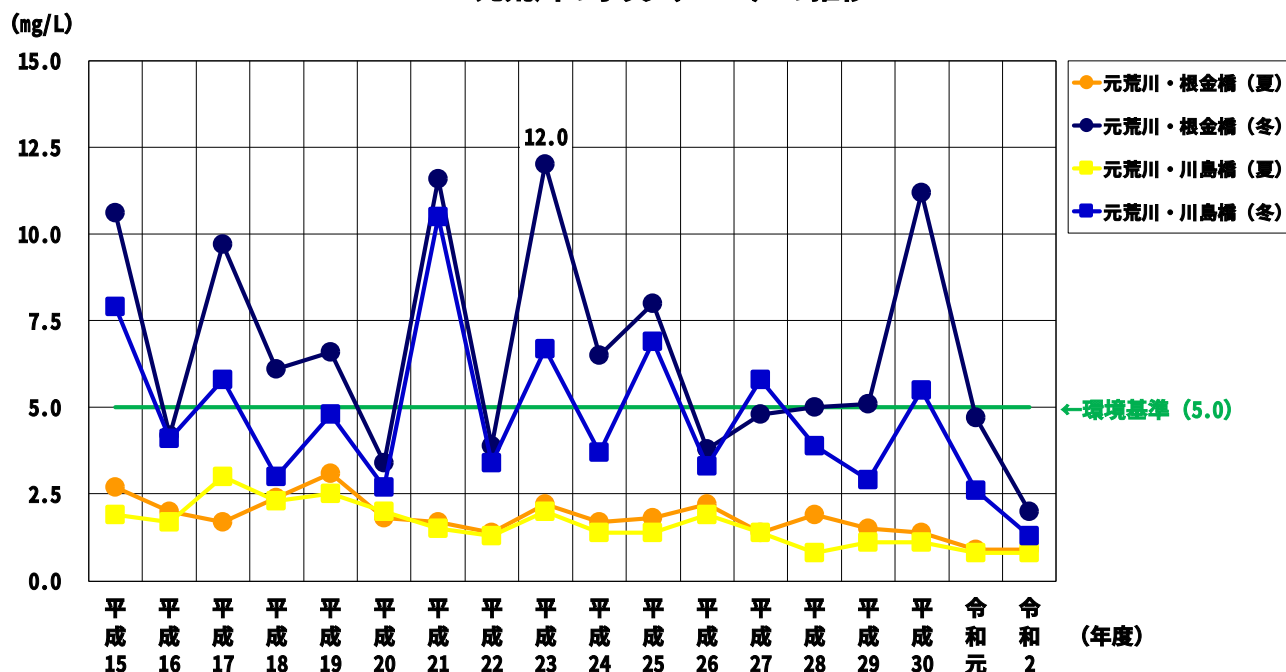
出典：ダイオキシン類測定分析業務委託報告書（蓮田市）

● 水質 ●

本市では、河川5地点（元荒川2地点、綾瀬川3地点）、池沼3地点（山ノ神沼1地点、黒浜沼2地点）で、水質調査を年2回行っています。

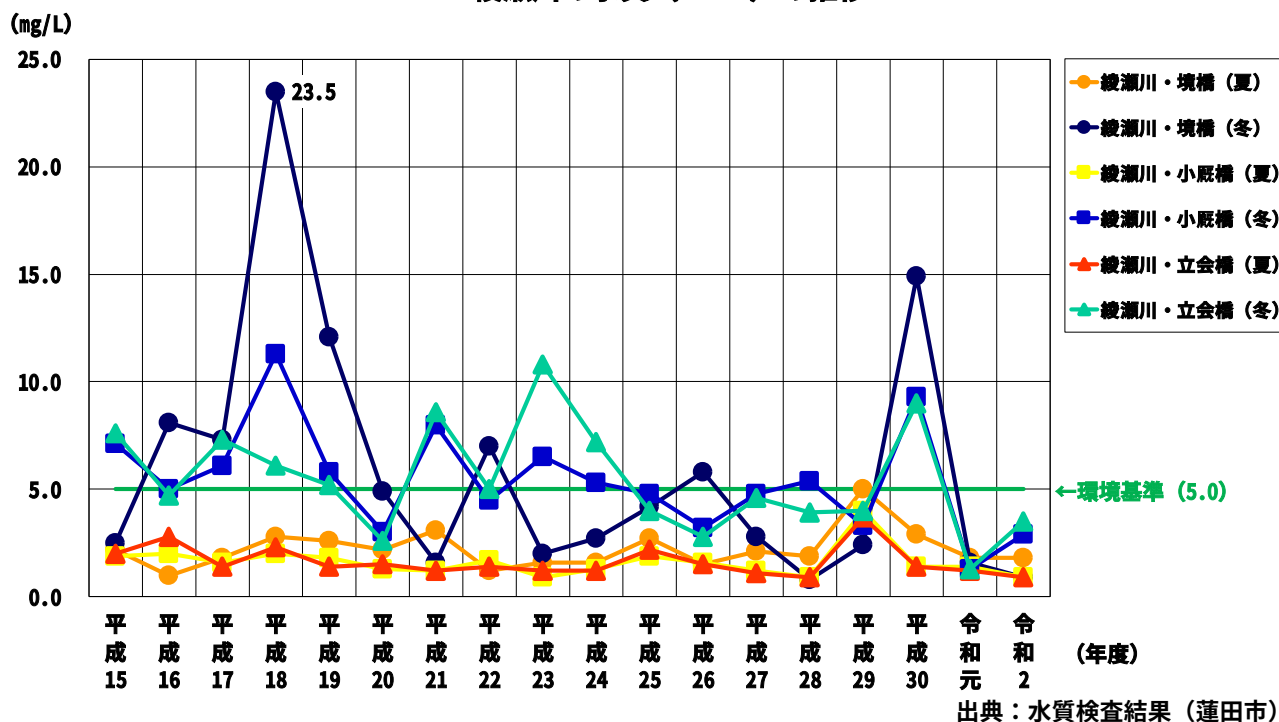
河川では、水質を示す代表的な項目としてBOD（生物化学的酸素要求量）の推移をみると、冬季に高くなる傾向を示し、過去に環境基準値を超過した観測地点もあります。これは冬季に河川水量が減少することに起因し、有機物の濃度が高くなっていると考えられます。

■ 元荒川の水質（BOD）の推移



出典：水質検査結果（蓮田市）

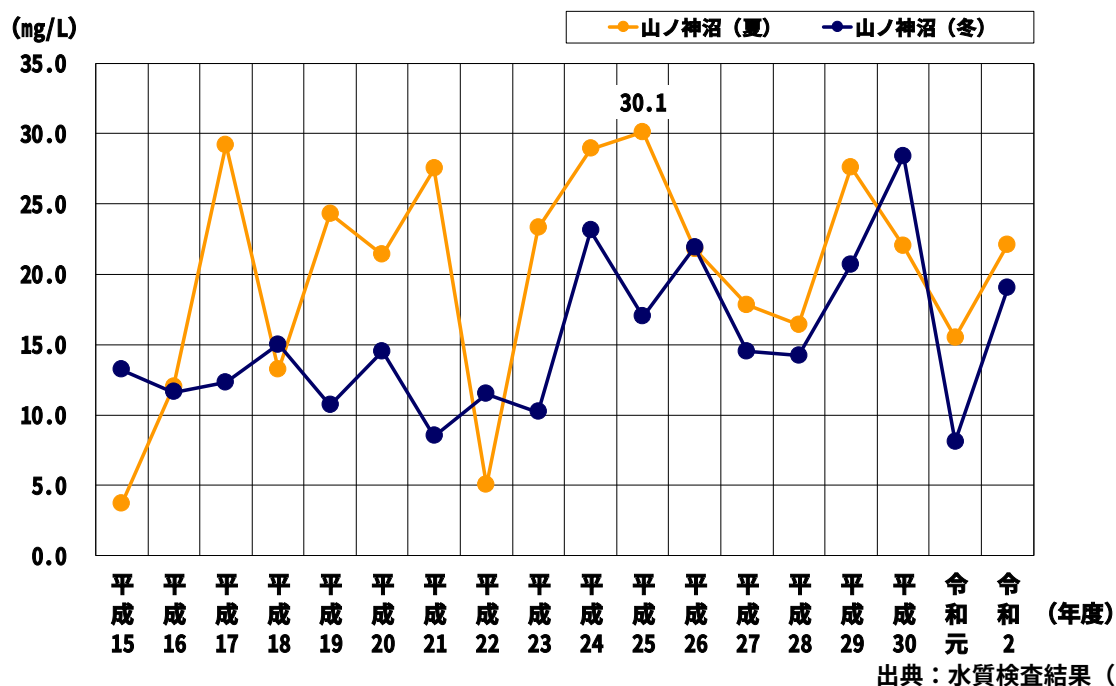
■ 綾瀬川の水質（BOD）の推移



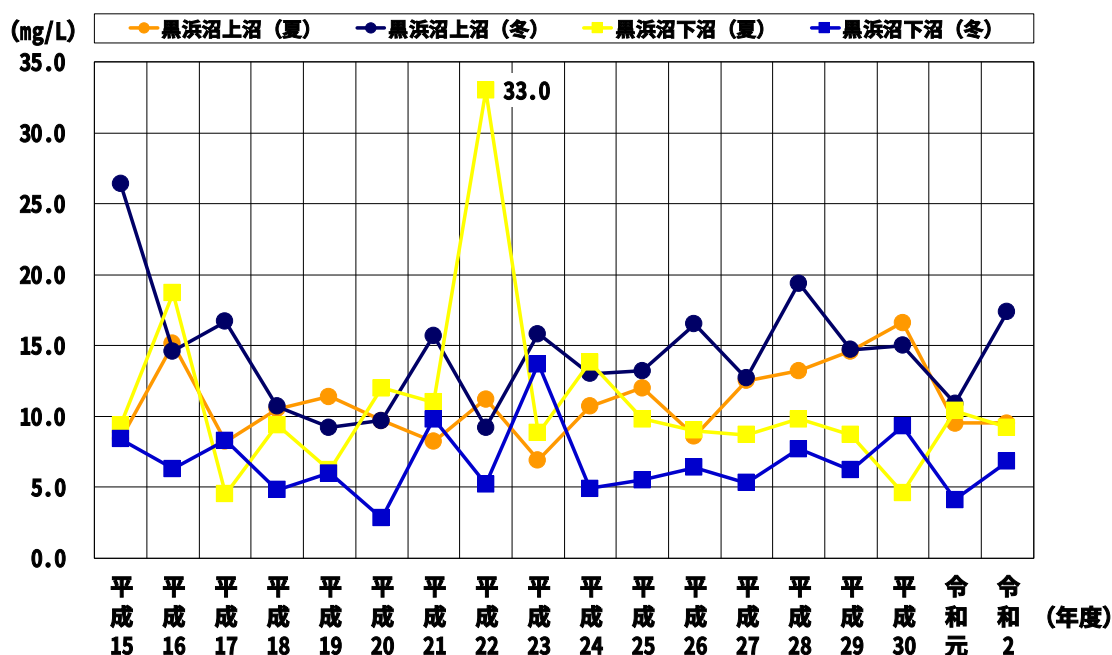
池沼では、水質を示す代表的な項目としてCOD（化学的酸素要求量）の推移をみると、全観測地点において、大きく変動を繰り返しつつ推移しています。

池沼は流入した汚濁物質等が蓄積し、富栄養化が進みやすく、水質が改善されにくいことが全国的な問題となっており、山ノ神沼や黒浜沼上沼、黒浜沼下沼においても、近隣の宅地化の進展に伴う生活排水等の流入による水質への影響が考えられます。

■ 山ノ神沼の水質（COD）の推移



■ 黒浜沼上沼と黒浜沼下沼の水質（COD）の推移



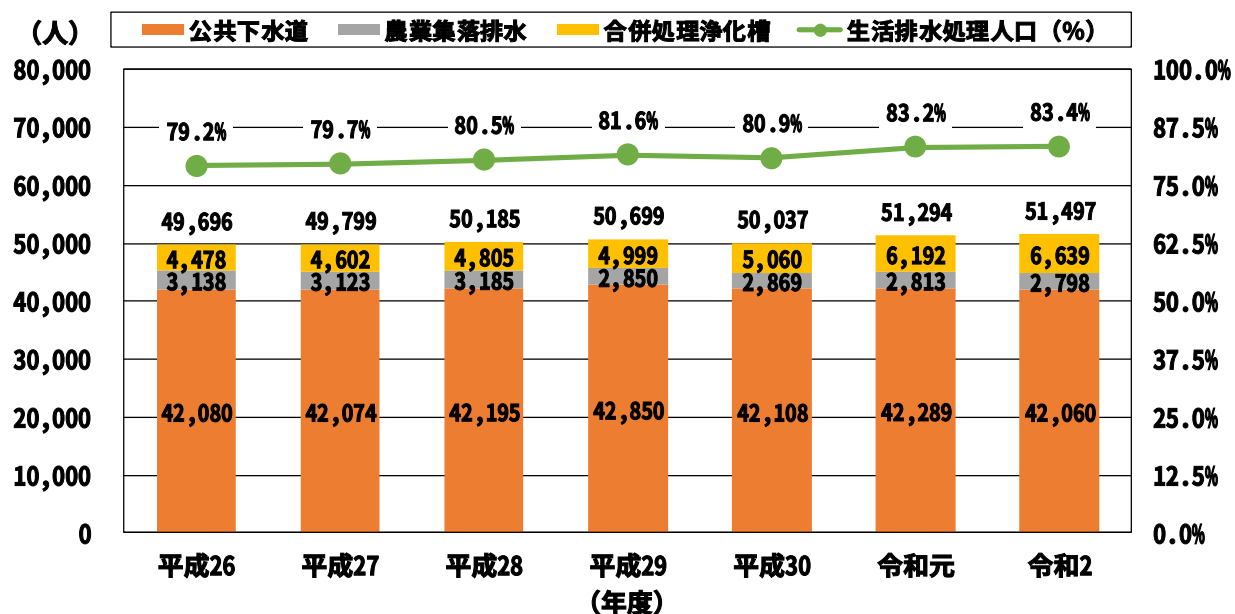
出典：水質検査結果（蓮田市）

● 生活排水処理 ●

本市では1968（昭和43）に水道給水を開始、三期にわたる拡張事業を経て、計画給水人口は68,300人、一日最大給水量は33,000 m³となっています。

生活排水処理人口は増加傾向にあり、個別にみていくと、公共下水道人口は横ばい傾向にあり、農業集落排水人口は2016（平成28）年度以降減少傾向にあります。一方、合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、2014（平成26）年度に比べ2020（令和2）年度では約2,000人増加しており、単独処理浄化槽や汲取り便所から合併処理浄化槽への転換が進んでいます。

■ 生活排水処理の状況



※平成26～30年度は一般廃棄物処理基本計画データ、令和元～2年度は下水道課データ

出典：一般廃棄物処理基本計画（蓮田白岡衛生組合）及び下水道課（蓮田市）資料より作成

【課題】

- ◇ 元荒川及び綾瀬川と市内の池沼の良好な水質の保持が求められます。
- ◇ 浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成していますが、更なる大気環境改善策（固定発生源対策、公共交通機関利用促進、低公害車の普及等）が求められています。
- ◇ 埼玉県では、埼玉県生活排水処理施設整備構想（令和3年3月 中間見直し）にて、2025（令和7）年度までに生活排水処理人口100%を目標としており、引き続き、生活排水処理人口を増やす取組が必要となります。

【指標目標】

指 標		基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
大気環境測定結果	浮遊粒子状物質	0.016 mg/m ³	環境基準達成 (1時間値の1日平均が 0.10 mg/m ³ 以下であり、 かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。)
	二酸化窒素	0.011 ppm	環境基準達成 (1時間値の1日平均値 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下 であること。)
河川の水質測定結果 (BOD 値)	元荒川・ 根金橋	夏季：1.3 mg/L 冬季：5.6 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	調査季節すべてで 環境基準達成 (令和19年度～ 令和23年度平均値 5 mg/L 以下)
	元荒川・ 川島橋	夏季：0.9 mg/L 冬季：3.2 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	
	綾瀬川・ 境橋	夏季：2.7 mg/L 冬季：4.1 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	
	綾瀬川・ 小厩橋	夏季：1.7 mg/L 冬季：4.4 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	
	綾瀬川・ 立合橋	夏季：1.6 mg/L 冬季：4.3 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	
池沼の水質測定結果 (COD 値)	黒浜上沼	夏季：12.7 mg/L 冬季：15.5 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	調査季節すべてで 令和19年度～ 令和23年度平均値 5 mg/L 以下を達成
	黒浜下沼	夏季：8.5 mg/L 冬季：6.8 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	
	山ノ神沼	夏季：20.7 mg/L 冬季：18.1 mg/L (平成28年度～令和2年度平均値)	

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
生活排水処理人口	83.4%	100%

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①大気環境の保全  	大気環境観測を継続し、良好な大気環境の把握に努めます。	みどり環境課
②水環境の保全   	河川や池沼の水質調査を継続し、適切な維持管理に努めます。	みどり環境課
	公共下水道未接続世帯への啓発活動により、未接続世帯の解消を図ります。	下水道課
	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	
	雨水排水管や雨水浸透設備の整備を図ります。	建築指導課 道路課
③化学物質に関する リスクコミュニケーションの推進   	化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有するため、リスクコミュニケーション ¹⁸ を推進します。	みどり環境課

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 家庭から排出される廃棄物に関する知識を深め、適正な廃棄を行うとともに、公害の発生等について市に情報を提供し、その対応に協力しましょう。

事業者の取組

- ◆ 各種法令の排出基準を遵守、大気汚染や水質汚濁等の公害低減、有害化学物質の排出について排出基準を遵守し、適正に管理し排出削減に努めるとともに、従業員が有害化学物質に対する正しい知識を習得できるよう、労働安全・衛生教育を実施しましょう。

¹⁸ リスクコミュニケーション：化学物質に関する正確な情報を、地域住民、事業者、行政のすべてが共有し、お互いに意思疎通を図ることをいいます。

《基本施策2－2》快適環境の保全

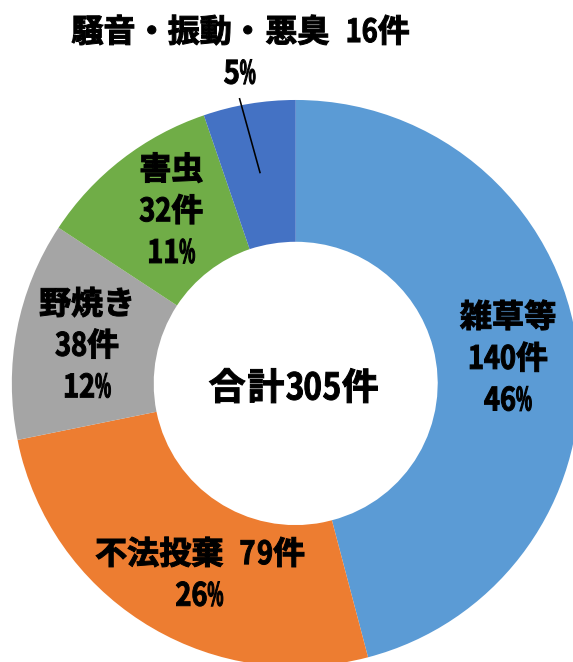
【本市の現況】

2020（令和2）年度の市民等からの環境に関する相談件数では、雑草等に関する相談が最も多くなっており、対象地（空き地や空き家等）の土地所有者に対し、土地の適正管理に関する通知を随時送付しています。また、空き家対策として、市内における空き家の有効活用を通して、空き家の発生増加を抑制するとともに、定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクを開設しています。

不法投棄に関する相談では、道路や河川敷等において、不法投棄が発生しており、不法投棄禁止看板を配布するなどの対策に加えて、生活環境の悪化を防止するため、放置自転車の取り締り及び撤去を継続しています。

害虫に関する相談では、「所有者や管理者が不明、あるいは所有者や管理者による撤去が困難」であるスズメバチの巣の駆除に関するものが多く、市による駆除を進めています。

■ 環境に関する相談件数（令和2年度）



出典：みどり環境課（蓮田市）

【課題】

- ◇ 「雑草等の相談」では、空き地や空き家等の雑草繁茂を原因とした相談（害虫発生、悪臭、防犯面）が多く発生しています。
- ◇ 「不法投棄の相談」では、道路上や水路、田畑等にごみを投棄されてしまう被害（衛生面、処理の問題）が多く発生しています。
- ◇ 「野焼きの相談」では、煙等の発生による被害（悪臭、洗濯物、地域トラブル）が多く発生しており、ポイ捨てや不法投棄の現状把握とともに、まち美化対策を講じることが求められます。

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
「雑草等」相談件数	140件	100件未満
「不法投棄」相談件数	79件	50件未満
「野焼き」相談件数	38件	20件未満
感覚公害（騒音・振動・悪臭）に関する合計相談件数	16件	10件未満

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①雑草等・空き家対策 	雑草等が繁茂している空き地については、土地所有者等に対し、空き地の適正管理を促します。	みどり環境課
	関係機関（警察署、防犯パトロール隊、地元自治会等）との連携を強化します。	
	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等を推進します。	建築指導課
②不法投棄対策 	不法投棄対策グッズ（啓発看板、のぼり旗）を活用した対策を図ります。	みどり環境課
	市民が不法投棄の通報がしやすい環境整備を図ります。	
③野焼き対策 	野焼きに対する適切な情報発信に努め、適正指導を行います。	みどり環境課
④感覚公害（騒音・振動・悪臭）対策 	建設作業や開発行為から生じる騒音・振動の防止・軽減を図ります。	みどり環境課 建築指導課
	主要道路に面する道路交通騒音・振動調査を実施し、実態把握に努めます。	みどり環境課
	悪臭防止法に基づき、悪臭防止指導を推進します。	

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 地域の清掃活動等に積極的に参加、ごみ集積所周辺の美化に努めるなど、公衆衛生の向上を図るとともに、自宅の敷地内とその周辺環境の美化に努めることが求められています。
- ◆ ごみのポイ捨てはやめ、ペットのフンやごみは持ち帰るなど、適正に処理することはもとより、近隣への騒音や振動、悪臭の原因となる行為の防止に努めるとともに、ダイオキシン類が発生するような野焼きは行ってはなりません。

事業者の取組

- ◆ 敷地内とその周辺の美化に努め、廃棄物は適正に処理するとともに、市の実施する不法投棄対策・まち美化活動に協力することが求められます。
- ◆ 近隣への騒音や振動、悪臭の原因となる行為の防止に努め、周辺に公害が発生しないよう対策を講じ、周辺の生活環境へ迷惑にならないよう十分に配慮することが必要です。

■ 啓発看板（蓮田市ホームページより）



不法投棄禁止

警告

ごみを投棄した場合は、ごみの内容等から投棄した者を調査し、投棄したごみを処理させます。

不審な人物や、不審な車を目撃したら、市役所か警察署に至急、通報してください。

蓮 田 市
岩 槻 警 察 署

環境目標3【地球環境】脱炭素社会に向け、資源循環型の持続可能なまち

2050年のカーボンニュートラルを念頭におき、省エネ活動が充実するとともに、自然エネルギーが有効活用され、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。また、できるだけごみを出さない、出してしまったごみも再利用するなど、再資源化する取組を、誰もが当たり前のよう実践する資源循環型でごみがでないまちを目指します。

《基本施策3-1》地球温暖化対策（蓮田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

【個別計画としての性質】

I) 計画の背景と目的

地球温暖化は人間の活動によって排出される温室効果ガスが原因とされており、その解決のためには私たち一人ひとりが身近なことから取り組んでいくことが求められます。

そこで、本市から排出される温室効果ガスの削減を目指し、蓮田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（以下、「区域施策編」とします。）を策定しました。

II) 計画の期間

区域施策編の計画の期間は、本計画と同じ2022（令和4）年度から2041（令和23）年度までの20年間とし、国の目標の改定や関連する係数の変更など、必要が認められた場合に見直しを行うこととします。

III) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する以下の7種とします。

温室効果ガス		地球温暖化係数 ¹⁹	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	1	燃料の使用、供給された電気や熱の使用など
	非エネルギー起源 CO ₂		廃棄物の焼却処分など
メタン (CH ₄)		25	自動車の走行、廃棄物の埋立て、家畜の飼養など
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	自動車の走行、廃棄物の焼却処分など
代替 フロン 等 4 ガス	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12～14, 800	冷蔵庫やエアコンなどの冷媒など
	パーフルオロカーボン (PFC)	7,390～ 17,340	半導体の製造プロセスなど
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

¹⁹ 地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。

IV) 温室効果ガスの算定方法

区域施策編では、「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」（令和元年 5 月 埼玉県環境科学国際センター）に記載されている蓮田市の値を引用します。以下に「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」で使用されている算定方法と使用した数値データを示します。

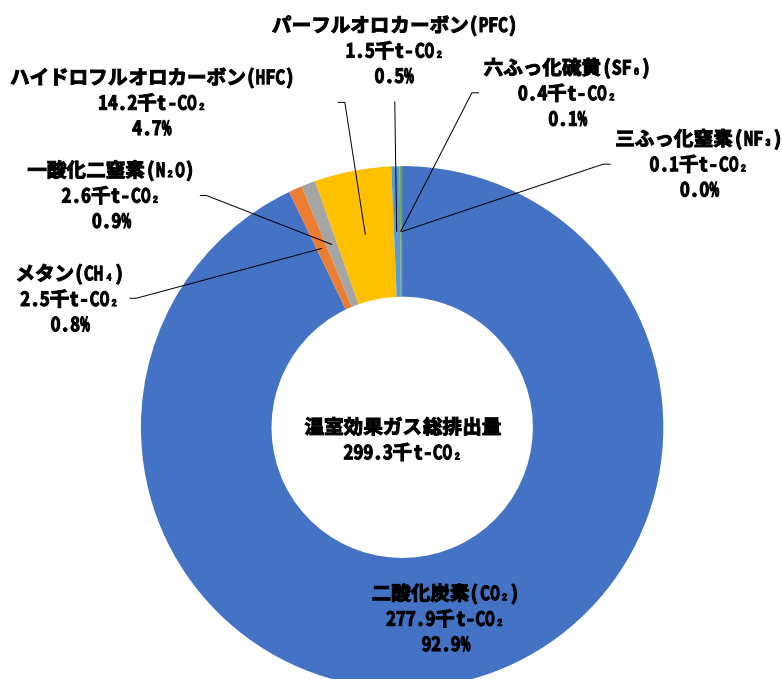
項 目	内 容
算定方法	算定は環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル Ver1.0」に記載されている算定方法を参考に行いました。
使用した数値データ	2016 年度の統計データが公表されているものについては、2016 年度のデータを使用し、2016 年度の統計データが未公表のものについては、直近の最新データを使用しました。算定にあたっては、可能な限り詳細な部門別活動量データを収集し、活動量と活動量当たり温室効果ガス排出係数を掛け合わせ積算する積上げ方式により推計しましたが、活動量が直接得られないものについては、全国や埼玉県の活動量を基に、他の関連データにより按分する方式により推計しました。 電力の排出係数は、各年度の実電力排出係数を使用し、二酸化炭素排出量を推計しました。

出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県環境科学国際センター）

【本市の現況】

本市の 2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量の内訳をみると、温室効果ガス総排出量 299.3 千 t-CO₂ の内、二酸化炭素（CO₂）が 277.9 千 t-CO₂ と 9 割以上を占めており、二酸化炭素の削減を進めることが最も重要となります。

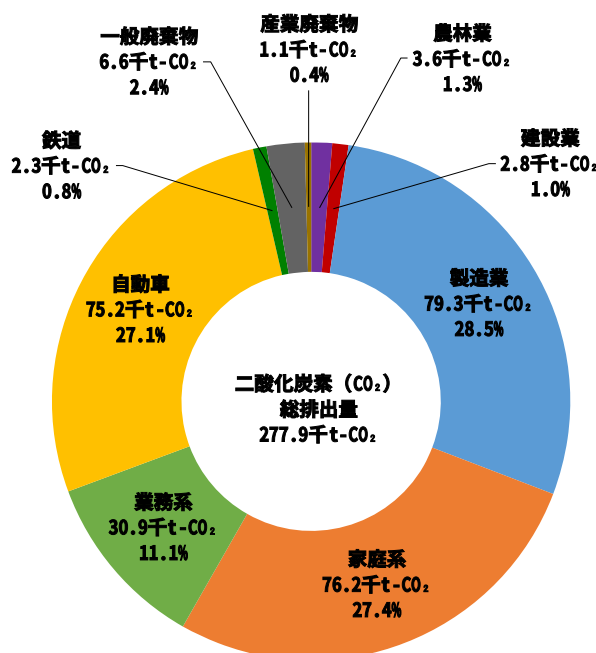
■ 蓮田市における温室効果ガス排出割合（平成 28 年度）



出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県環境科学国際センター）

本市における 2016（平成 28）年度の部門別二酸化炭素排出割合をみると、製造業が 79.3 千 t-CO₂ で約 28.5%と最も多く、次いで家庭系の 76.2 千 t-CO₂ で約 27.4%、次いで自動車の 75.2 千 t-CO₂ で約 27.1%となっています。

■ 蓮田市における部門別二酸化炭素排出割合（平成 28 年度）

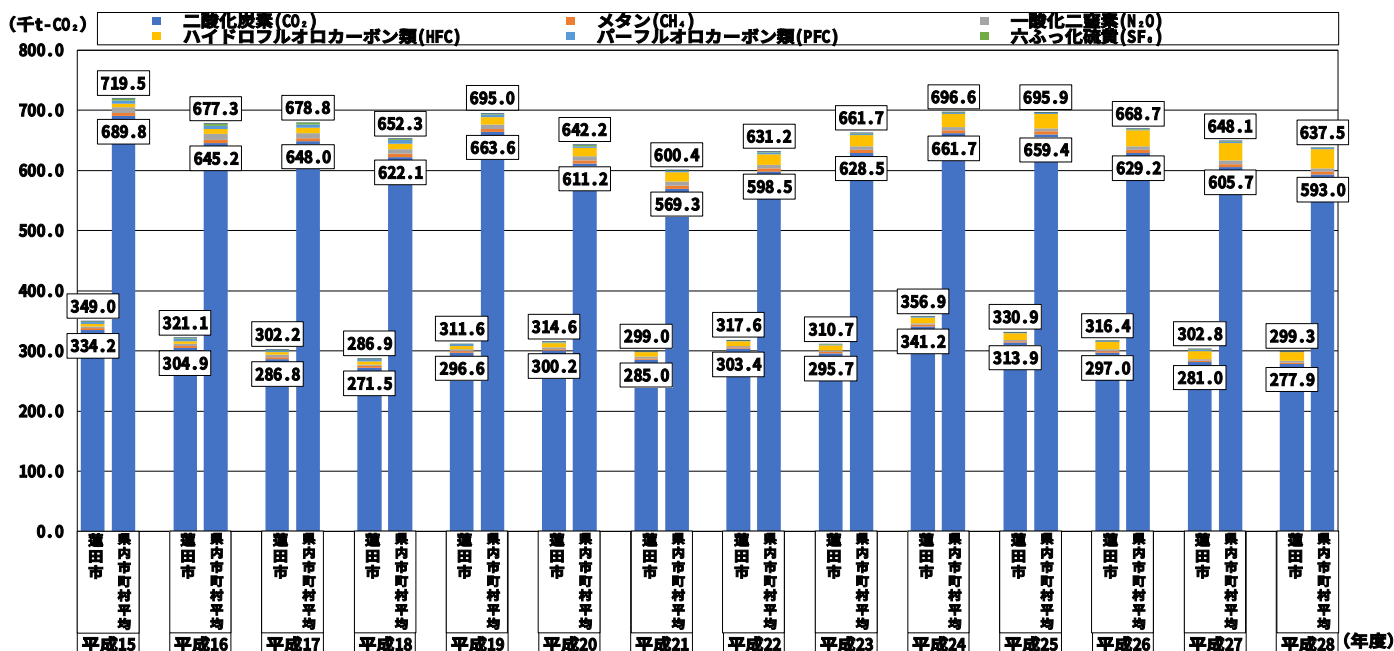


出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県環境科学国際センター）

本市の温室効果ガス総排出量の推移をみると、2012（平成 24）年度以降減少傾向にあり、2016（平成 28）年度には 299.3 千 t-CO₂ となっています。また、県内市町村平均の温室効果ガス総排出量の推移も、2012（平成 24）年度以降減少傾向にあり、2016（平成 28）年度には 637.5 千 t-CO₂ となっています。

本市と県内市町村平均を比較すると各年度とも約半分の排出量で推移しています。

■ 温室効果ガス総排出量の推移の比較（蓮田市と県内市町村平均）



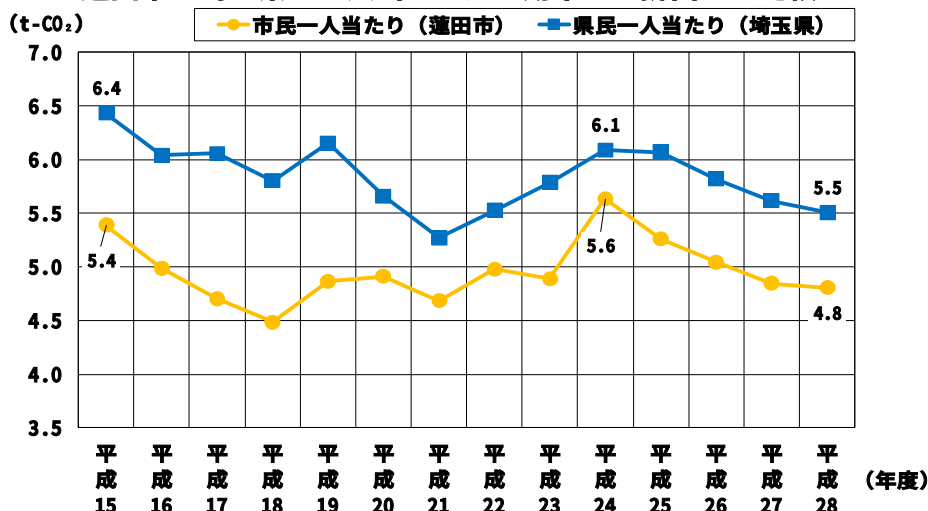
※県内市町村平均は埼玉県温室効果ガス総排出量を市町村数で除したもの

出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県環境科学国際センター）

本市の一人当たり温室効果ガス排出量の推移をみると、2003（平成 15）年度から平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、2012（平成 24）年度には 5.6 t-CO₂ と最も高くなり、その後、2016（平成 28）年度には 4.8 t-CO₂ へと減少しています。また、埼玉県の一人当たり温室効果ガス排出量も類似した傾向を示しており、2012（平成 24）年度には 6.1 t-CO₂、その後、2016（平成 28）年度は 5.5 t-CO₂ へと減少しています。

本市の一人当たり温室効果ガス排出量は、埼玉県の一人当たり温室効果ガス排出量より低い水準で推移しています。

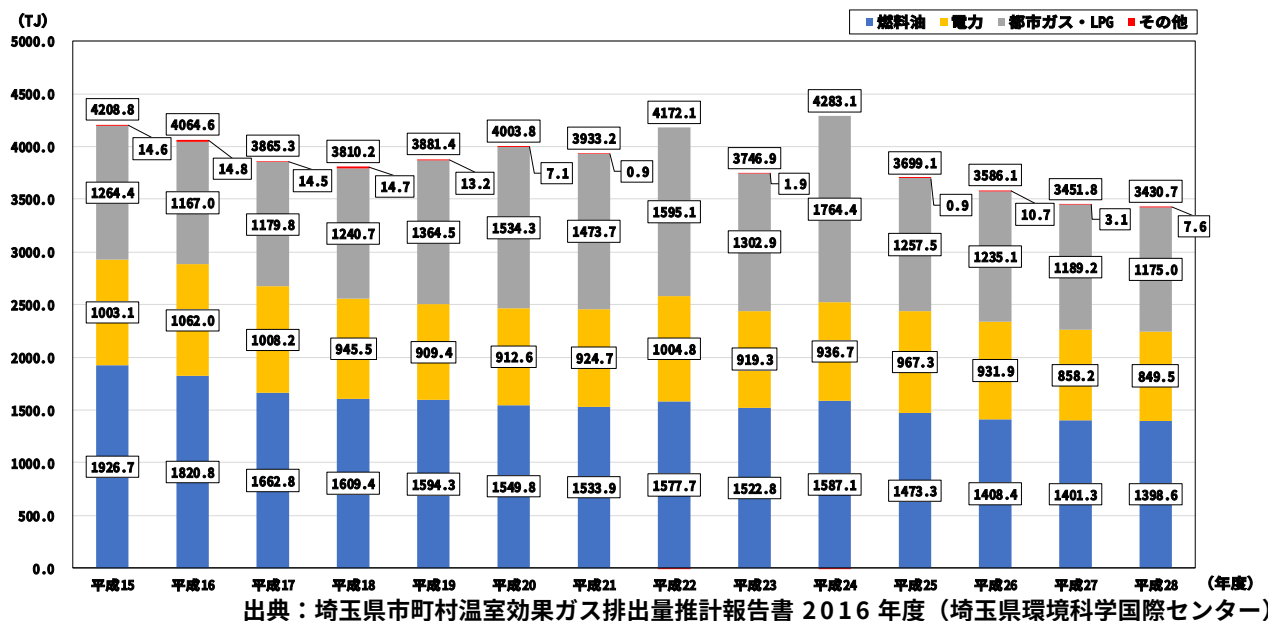
■ 蓮田市と埼玉県の一人当たり温室効果ガス排出量の比較



出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度（埼玉県環境科学国際センター）

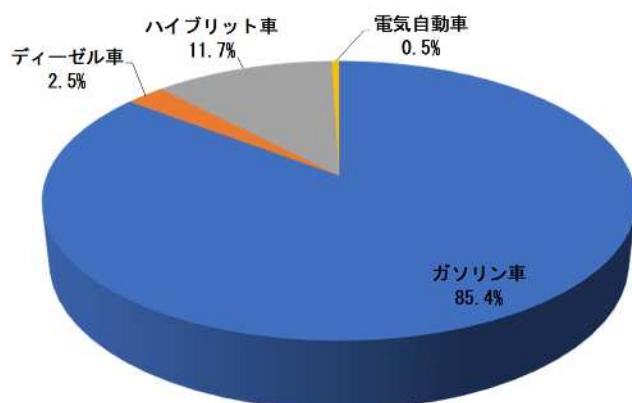
本市の燃料種別エネルギー消費量をみると、温室効果ガスが最大値を示した2012（平成24）年度で、燃料油が1587.1 TJ²⁰、電力が936.7 TJ、都市ガス・LPGが1764.4 TJとなっています。その後は減少傾向にあり、2016（平成28）年度では、燃料油が1398.6 TJ、電力が849.5 TJ、都市ガス・LPGが1175.0 TJと全ての燃料種別エネルギー消費量が減少しており、特に都市ガス・LPGの減少量が多くなっています。

■ 蓮田市の燃料種別エネルギー消費量の推移

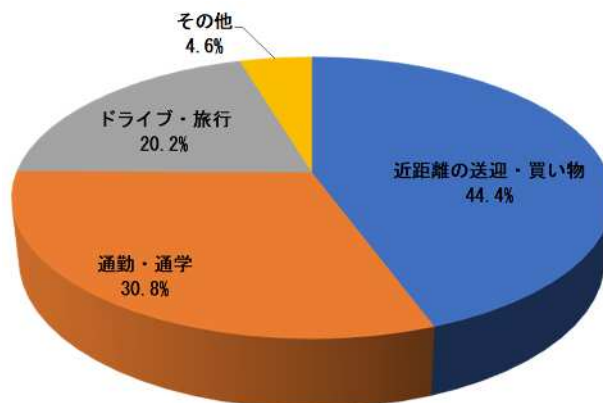


保有自動車の種類と使用目的をみると、保有自動車の種類は「ガソリン車」が85.4%と大半を占めており、次いで「ハイブリッド車」が多くなっています。保有自動車の使用目的としては、「近距離の送迎・買い物」が44.4%と最も多く、次いで「通勤・通学」が多くなっています。

■ 保有自動車の種類（市民アンケートより）



■ 保有自動車の使用目的（市民アンケートより）



²⁰ TJ：テラ・ジュールの略号で、テラは10の12乗のことであり、ジュールは熱量単位です。

【課題】

- ◇ 温室効果ガス排出量は2012（平成24）年度以降減少傾向にありますが、2050年のカーボンニュートラルに向け、更なる再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の導入など、温室効果ガス削減のための取組が必要です。
- ◇ 部門別二酸化炭素排出割合をみると、製造業と家庭系の割合が多いため、削減のためには市民及び事業者の協力が必要となります。各家庭や事業所への再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の普及啓発が求められます。
- ◇ 市民アンケートからは、保有している自動車はガソリン車が多く、また近距離での利用目的が多い結果となり、公共交通機関利用の推進とエコカー普及が求められます。
- ◇ 輸送などに伴う温室効果ガス削減のため、食品やエネルギーの地産地消が求められます。

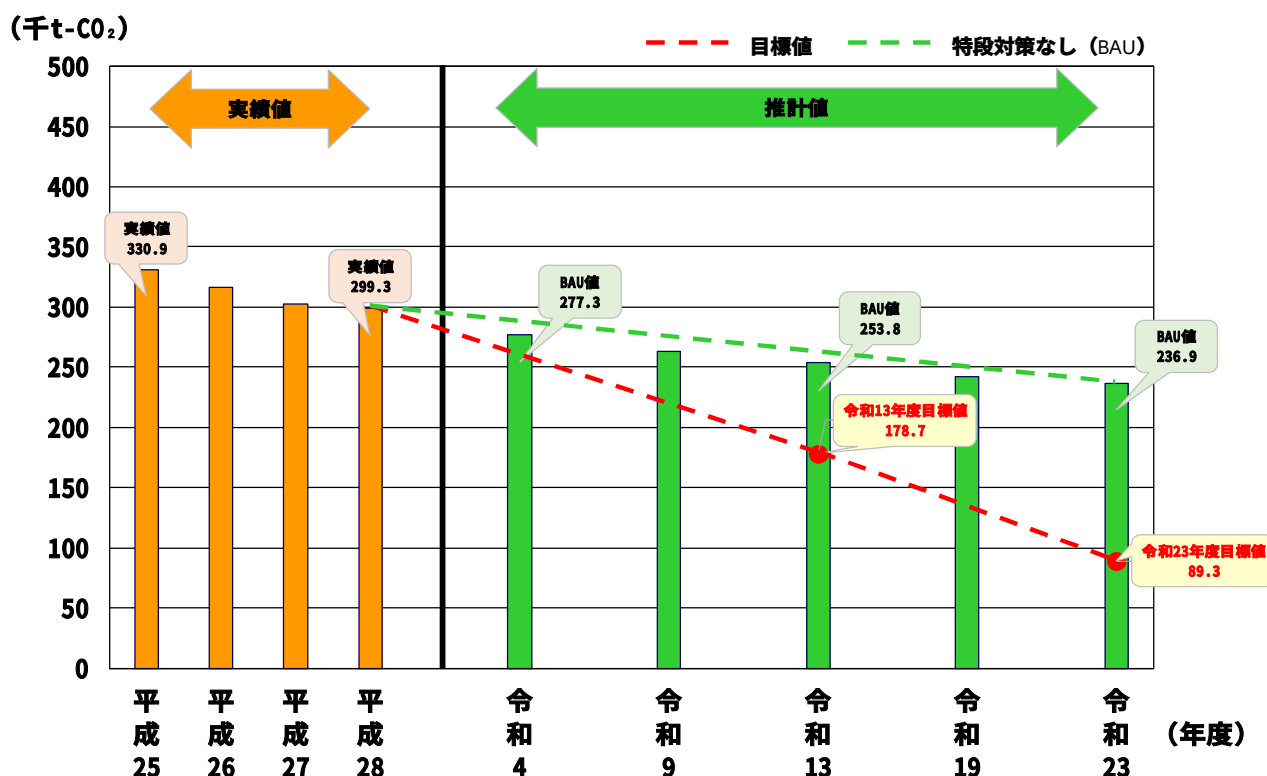
【指標目標】

指 標	基準値 (平成25年度)	中間目標値 (令和13年度)	目標値 (令和23年度)
市内の温室効果ガス 排出量	330.9 千t-CO ₂	178.7 千t-CO ₂ (平成25年度比 46%削減)	89.3 千t-CO ₂ (平成25年度比 73%削減)

※国では、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減、2050（令和32）年度にカーボンニュートラルを目標としています。

※温室効果ガス排出量の基準年度は、国の温室効果ガス排出量削減目標の基準年と同じ2013（平成25）年度とします。

■ 市内の温室効果ガス排出量の削減目標



※BAU値：Business As Usual（現状のまま推移した場合の推計値）

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①省エネルギー化の推進 	車の運転に伴う温室効果ガス排出量削減のため、エコドライブを推進します。	みどり環境課
	公共交通機関や自転車の利用を促進します。	
	エネルギーマネジメントシステム（EMS） ²¹ の導入を推進します。	
	エネファーム（家庭用燃料電池） ²² の導入を推進します。	
	公共施設や各家庭、事業所等の省エネリフォーム ²³ を推進します。	
	空調の適正な温度設定や運転時間の管理、自然光や自然通風の採用による冷暖房抑制などの節電対策を推進します。	
	農産物の地産地消を促進します。	農政課
	公共施設の照明設備や街路灯のLED化を推進します。	各施設管理者
	グリーン購入 ²⁴ を推進します。	みどり環境課 （蓮田白岡衛生組合）

※本市では、個別施設計画に基づき、公共施設の電灯のLED化を進めるとともに、市が管理している街路灯についてもLED化を進めており、LED化率は91.9%となっています。

LEDは省電力であることから、二酸化炭素排出量の削減につながり、電気料金及び球切れによる修繕料などの維持管理費も大幅に削減することができます。

²¹ **エネルギーマネジメントシステム（EMS）**：最適なエネルギー活動をサポートする設備のことで、EMSは管理する建物によって、オフィスや商業ビルなどのエネルギーを管理するBEMS（Building and Energy Management System）、住宅のエネルギーを管理するHEMS（Home Energy Management System）、工場を対象とするFEMS（Factory Energy Management System）、マンションの建物内のエネルギーを対象とするMEMS（Mansion Energy Management System）、地域全体のエネルギーを管理するCEMS（Community Energy Management System）という5種類に主に分けられています。

²² **エネファーム（家庭用燃料電池）**：都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーション（熱電併給）システム。発生した電気と熱を有効活用することで、省エネルギーに大きく貢献することができます。

²³ **省エネリフォーム**：住宅の省エネルギー性能の向上を図るためのリフォームのことで、断熱性能の向上、日射遮蔽性能の向上、設備機器の高効率化、太陽エネルギー等自然エネルギーの活用など様々な方法があります。

²⁴ **グリーン購入**：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促す効果もあります。

施策名	施策の内容	担当課
②再生可能エネルギーの利用推進     	再生可能エネルギーシステムの導入を促進します。	みどり環境課 各施設管理者
	再生可能エネルギーシステムにより発電された電力の利用を促進します。	
	バイオマスエネルギー ²⁵ の活用を検討します。	
	市民や事業者への再生可能エネルギーシステムの導入に関する情報提供や普及啓発を図ります。	みどり環境課
③温室効果ガス吸収源の確保  	温室効果ガスの吸収源 ²⁶ として期待される山林や農地等の保全と適切な維持管理を推進します。	農政課

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 節電や節水に努め、徒歩や自転車、または公共交通機関を利用する、アイドリングストップ等のエコドライブを実践し、市内の直売所やスーパーの地場産コーナーを利用するとともに、環境に配慮した商品の利用についての配慮が求められます。
- ◆ 住宅の省エネリフォームを検討する、太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入を検討することが求められます。

事業者の取組

- ◆ 節電や節水に努める、エコカー導入を検討するなど、エコアクション21²⁷などの環境経営に取り組むとともに、エネルギーマネジメントシステムなどを導入し、エネルギーの見える化を検討、併せて再生可能エネルギーの継続的な利用に努めることが求められています。

²⁵ バイオマスエネルギー：「バイオマス」とは、生物から生まれた資源のことで、森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、さまざまなものが資源として活用されています。これらのバイオマスは、燃料にして発電したり熱を供給するなど、エネルギーとして利用することもでき、これをバイオマスエネルギーといいます。バイオマスエネルギーは、使用すればCO₂を排出するものの、CO₂を吸収して成長する木材などを材料として使っていることから、全体で見れば大気中のCO₂の量に影響を与えない「カーボンニュートラル」なものとなっています。

²⁶ 温室効果ガスの吸収源：二酸化炭素をはじめとする、温室効果ガスなどを大気中から取り除くようなはたらきをするもののことを指します。吸収源の主な種類としては、海洋・森林・土壌が挙げられます。

²⁷ エコアクション21：環境省によって策定された環境経営を支援し、企業価値を向上させる日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2017年版」では、エコアクション21は国際統合フレームワークの認証を受け、「自然資本を維持するという全人類の果たすべき義務を实践することによって、従業員の能力・経験・意欲が向上し、それによって高い価値を有した事業者であると評価される。また同時に、社会やコミュニティからの高い信頼を得ることをゴールとしたPDCAサイクルを手段とする枠組み」と定義しています。

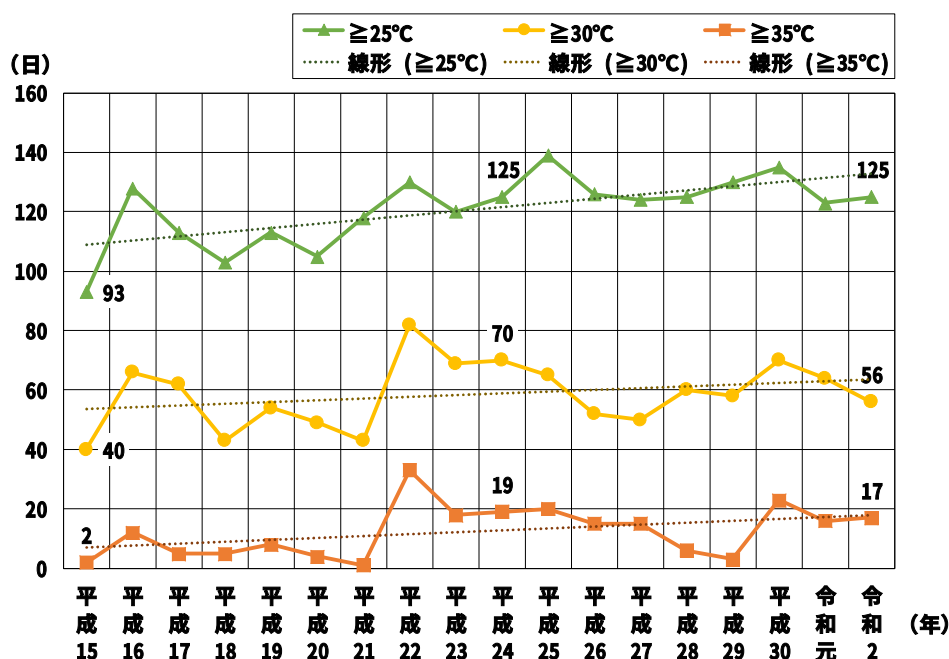
《基本施策3-2》気候変動への適応策

【本市の現況】

● 気温 ●

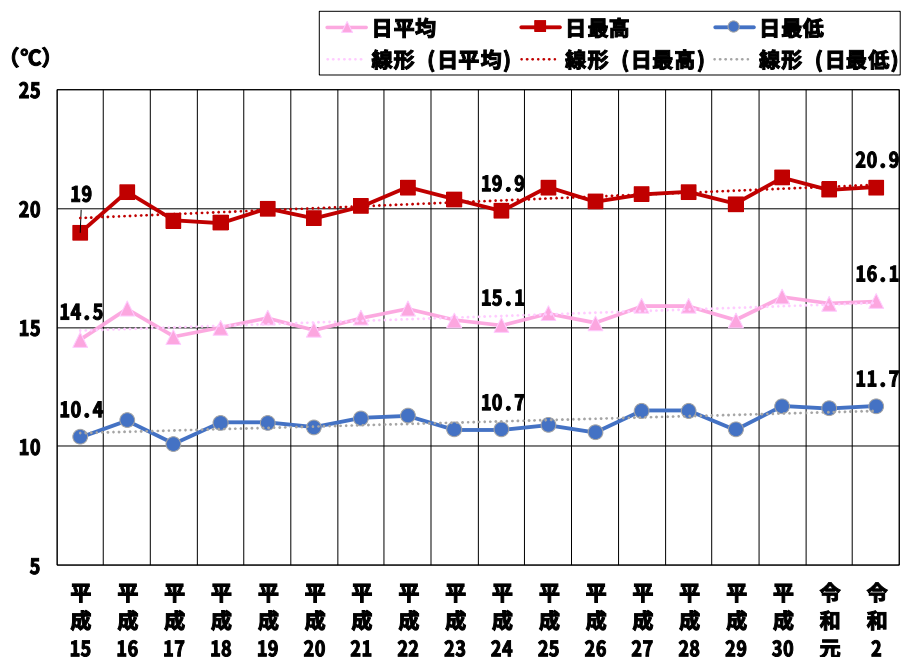
さいたま地域気象観測所における観測結果では、本市周辺の25℃以上の年間日数は変動を繰り返しながら増加傾向にあります。真夏日となる日が増加しており、高温による熱中症のリスクも高くなっています。また、年間の平均気温、最高気温及び最低気温も変動を繰り返しながら長期的には上昇傾向にあります。

■ さいたま地域気象観測所における気温の段階別の年間日数の推移



出典：気象庁観測データ（気象庁）

■ さいたま地域気象観測所における気温の推移



出典：気象庁観測データ（気象庁）

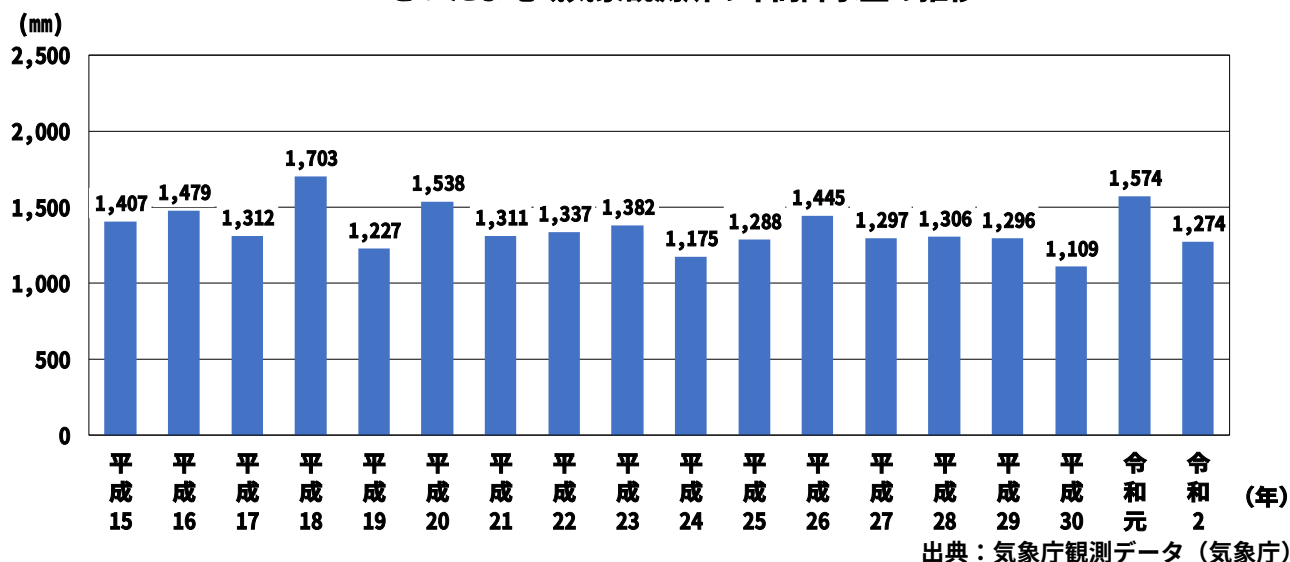
また、気象庁ホームページの「日本の各地域における気候の変化」の「埼玉県の 21 世紀末の気候」によると、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策が今後ほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合、『埼玉県では年平均気温が 100 年で約 4℃上昇』と予測されています。

温度上昇が地球温暖化につながり地球規模になると、これまで育っていた植物が育たなくなり、例えば、水稲の場合は 2060 年代に全国平均で気温が約 3℃上昇すると、潜在的な収量が東北以南では 8～15%減少するとされ、以前は生息していなかった生物による被害も懸念されています。健康問題では、熱中症がよく知られていますが、感染症のリスクも高まり、深刻な問題となっていくことが考えられます。

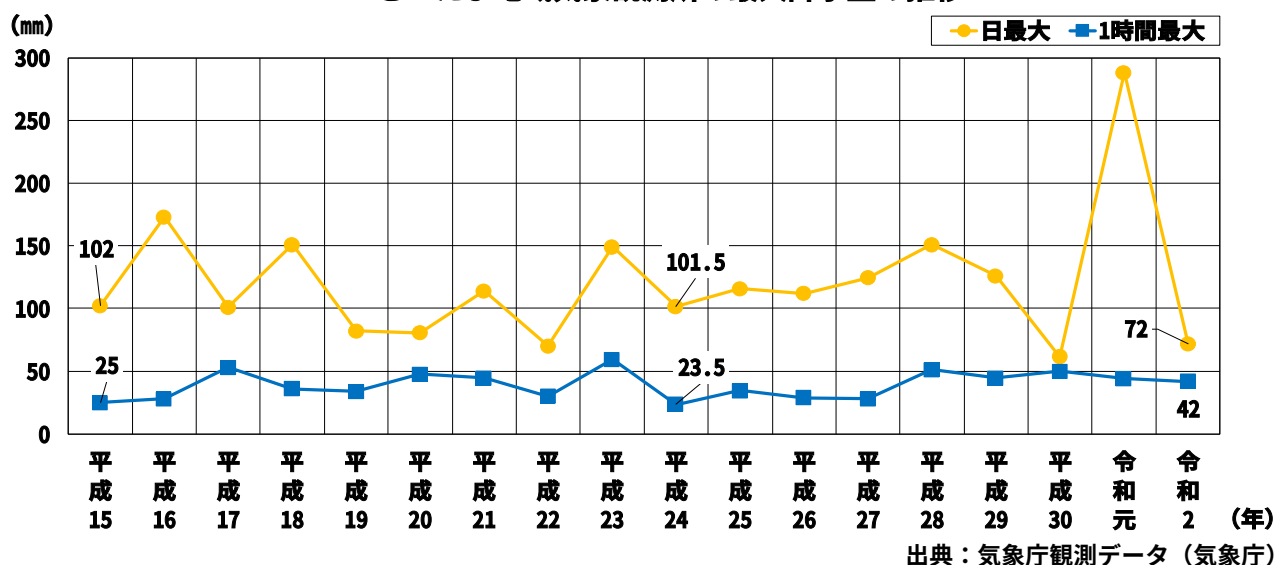
● 降雨 ●

さいたま地域気象観測所における観測結果では、年間降水量は変動がありつつも、おおむね横ばい傾向にあります。また、1 時間あたりの最大降水量は 2016（平成 28）年度から 40 mm～50 mm の高い水準で横ばい傾向にあります。

■ さいたま地域気象観測所の年間降水量の推移



■ さいたま地域気象観測所の最大降水量の推移



また、気象庁ホームページの「日本の各地域における気候の変化」の「埼玉県の21世紀末の気候」によると、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策が今後ほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合、『埼玉県では滝のように降る雨の発生が100年で約2倍以上に』と予測されています。

降水量が増加することにより一番懸念されることは、河川が増水し、最悪の場合、河川堤防の決壊による甚大な被害の発生も考えられます。例えば、2019（令和元）年の台風19号（令和元年東日本台風）による堤防の決壊は、全国7つの県の37河川、52か所に上るものとなっており、土砂崩れによる道路や鉄道線路の寸断等交通機関への影響も考えられます。

【課題】

- ◇ 気象災害に向けた防災及び減災の強化が重要となります。
- ◇ 温暖化に起因した気温や降水量の変動で影響が及ぼされる農作物の栽培対策が求められます。
- ◇ 温暖化によって全国各地で生物の生息・生育分布域の北上が確認されています。在来種を保全するため、外来生物の防除とともに侵入を防ぐ対策が求められます。
- ◇ 熱中症に関し、市民への意識啓発が求められます。

【指標目標】

指 標	基準値	目標値 (5年ごと)	目標値 (令和23年度)
雨水浸透設備の導入数	—	9施設以上	市内公共施設の 半数以上

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①熱中症対策   	クールビズを推進します。	秘書課
	リーフレットやポスターなどで熱中症予防のための啓発を行います。	みどり環境課
	クールオアシス（暑さをしのぎ涼むことができる場所の提供）の推進など、暑さ対策の普及を図ります。	
②防災・減災対策 (1/2)    	国や埼玉県と連携した護岸の整備などにより、河川や水路の氾濫対策を実施します。	道路課
	治水対策として、農地の保全に努めます。	農政課
	治水・暴風対策として既存の樹木の保全と適切な管理を促進します。	みどり環境課
	ハザードマップの周知・利活用を図り、防災啓発を実施します。	危機管理課 下水道課

施策名	施策の内容	担当課
②防災・減災対策 (2/2)	雨水浸透設備の導入などによる洪水対策を推進します。	道路課 危機管理課 各施設管理者
③外来種侵入防除策  	広報紙や SNS を活用して外来生物の理解促進を図ります。(再掲) アライグマやアレチウリなどの特定外来生物やアメリカザリガニなどのその他外来生物の防除策を推進します。	みどり環境課
④農作物被害への対策  	気候変動に強い農作物導入の普及を図ります。	農政課

【環境配慮指針】

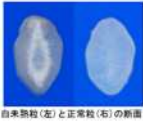
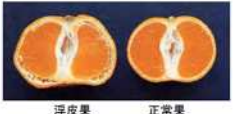
市民の取組

- ◆ 日傘やクールオアシス等を利用し、暑さ対策を図るとともに、ハザードマップを活用し、災害に備えることが必要です。
- ◆ 家庭での雨水浸透設備の設置を検討し、治水機能を有する樹林や農地の保全に努めるとともに、道路の破損箇所等の情報提供に協力することが求められています。

事業者の取組

- ◆ クールビズを導入し、クールオアシスに協力することが求められています。
- ◆ 雨水浸透設備の導入の検討、高温耐性の農作物品種の開発及び普及、治水機能を有する樹林や農地の保全に努めることが必要です。

■ 現在の農業への影響と適応策

農業への影響(例)	適応策(例)
水 稻 ・登熟期(出穂・開花から収穫までの間)の高温等による白未熟粒(デンプンが十分に詰まらず白く濁ること)の発生  白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面	水 稻 ・高温でも白未熟粒が少ない高温耐性品種の導入(例: きぬむすめ、つや姫、にこまる) 【高温耐性品種の作付面積】 H22: 3.8万ha → R2: 15.3万ha  にこまる(左)と在来品種(右)
果 樹 ・高温・多雨により、うんしゅうみかんの果皮と果実が分離する「浮皮」の発生 ・高温により、りんごやぶどうの「着色不良」の発生  浮皮果 正常果  着色不良果 正常果	果 樹 ・みかんの浮皮軽減のため植物成長調整剤の散布 ・みかんの着色促進のため反射シートの導入 ・中晩柑への転換 ・りんごの優良着色系品種の導入 ・ぶどうの黄緑系品種の導入 ・ぶどうの着色を促進する環状剥皮技術の導入  優良着色系品種の導入 黄緑系品種の導入  ぶどうの環状剥皮 熟した果実(左)と無処理の果実(右)
野 菜 ・高温により、トマトの赤色色素の生成が抑制される「着色不良」の発生  着色不良果 正常果	野 菜 ・遮光資材の導入 ・高温耐性品種の導入  遮光資材なし 遮光資材あり

資料: 農林水産省「地球温暖化影響調査レポート」、「地球温暖化と農林水産業」ホームページ

出典: 農業分野における地球温暖化対策について(令和3年12月作成版)(農林水産省)

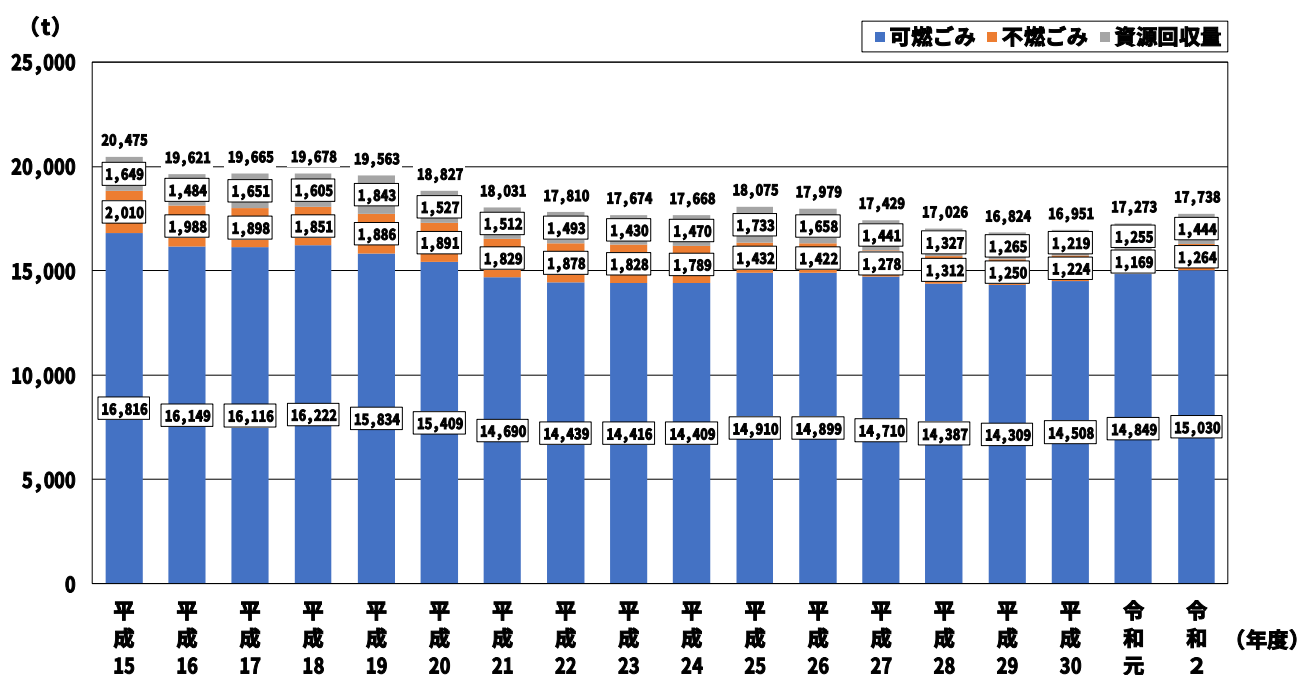
《基本施策3-3》ごみの減量化

【本市の現況】

本市のごみの総排出量は、2003（平成15）年度と比べると、2020（令和2）年度は減少していますが、近年の排出量推移では2017（平成29）年度から増加傾向にあります。ごみの排出量削減のため、市民一人ひとりの意識の向上と協力が必要となります。

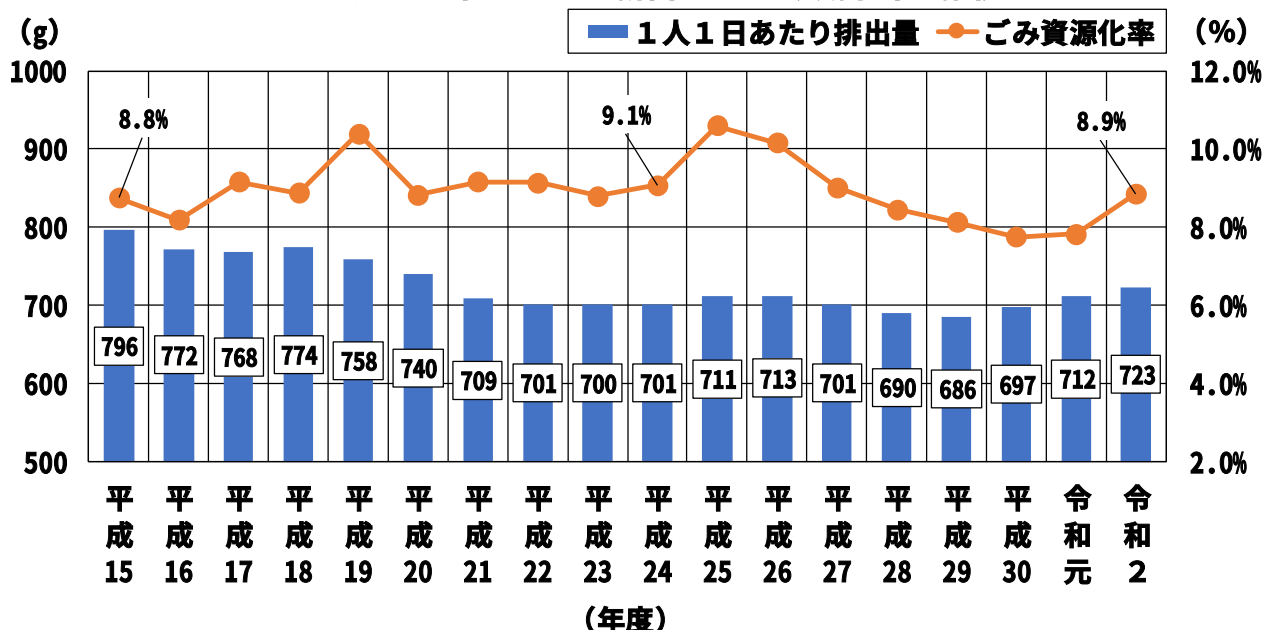
ごみ資源化率は2013（平成25）年度から2018（平成30）年度まで減少傾向にありましたが、2019（令和元）年度以降は増加傾向となっています。引き続き分別の徹底を行い、更にごみの排出を抑える取組が必要となります。

■ ごみ総排出量の推移



出典：統計はすだ（蓮田市）及び蓮田白岡衛生組合資料より作成

■ 1人1日当たりのごみ排出量とごみ資源化率の推移



出典：統計はすだ（蓮田市）及び蓮田白岡衛生組合資料より作成

【課題】

- ◇ 更なる4R（発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の推進と意識の啓発が求められます。
- ◇ プラスチックごみやマイクロプラスチックが環境に与える影響を啓発し、蓮田白岡衛生組合と連携したプラスチックごみなどのごみ分別方法の検討が求められます。
- ◇ 温室効果ガス排出量削減を目指したごみの収集運搬体制の整備が求められます。
- ◇ 環境保全事業支援補助金などの補助金制度を活用し、市民による取組の支援及びごみ問題への更なる意識啓発が求められます。

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和13年度)	目標値 (令和23年度)
1人1日当たりのごみ 排出量	723 g	660 g	600 g
ごみ資源化率	8.9%	10%	12%

※ごみ資源化率＝資源回収量／（可燃ごみ＋不燃ごみ）

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①ごみの減量化の推進 (Refuse・Reduce)    	生ごみの水切り等による減量化を推進します。	みどり環境課 (蓮田白岡衛生組合)
	生ごみ処理容器などによる生ごみの堆肥化を推進します。	
	食品ロス削減を推進します。	
	規格外野菜 ²⁸ の活用を検討します。	農政課
	ペーパーレス化を推進します。	関係各課

²⁸ 規格外野菜：野菜には、市場で定められた大きさや形、品質、色、重量や傷の有無などの規格が存在し、こうした規格に合わないものを規格外野菜といいます。味は規格品と変わらないにもかかわらず、そのほとんどが商品として出荷されずに廃棄処分されています。

施策名	施策の内容	担当課
② 資源循環の推進 (Reuse・Recycle) 	ごみの分別の徹底を継続し、リサイクル率の向上を図ります。	みどり環境課 (蓮田白岡衛生組合)
	グリーン購入を推進します。(再掲)	
	エコプラザなどのリサイクルステーションの活用を推進します。	
	集団資源回収を促進します。	
	小型家電リサイクルを促進します。	
	海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題解決に向けたプラスチックごみの拡散防止を図ります。	
③ 収集運搬体制の整備 	生活様式の変化に応じた収集・運搬方法を検討します。	みどり環境課 (蓮田白岡衛生組合)

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ エコバッグを使用し、レジ袋の使用を控え、使えるもののリユースに努めるとともに、食べきれない分はドギーバッグ²⁹を利用し、スーパーなどでは量り売りを利用するなど、食品ロスの削減に取り組むこと、併せて商品は必要な分だけ購入し、不要なものを購入しないことが必要です。
- ◆ 生ごみの水切りを徹底し、減量化に努めるとともに、家庭から出た生ごみを堆肥化し、花壇や家庭菜園への利用を検討することが求められます。

事業者の取組

- ◆ 業務のペーパーレス化を検討し、過剰な包装を抑制することで、ごみの減量化に努めるとともに、各種リサイクル法に基づく適正な廃棄物のリサイクルを行い、事業所から出た生ごみの堆肥化・水切りにより、ごみの減量化に取り組むことが必要です。
- ◆ 量り売りやドギーバッグの導入など、食品ロスの削減を推進するとともに、紙製のストローを利用するなど、プラスチックごみの削減に努め、分解性プラスチック使用やプラスチックを排出する製品の製造抑制を図ることが必要です。

²⁹ **ドギーバッグ**：レストランやパーティーで、食べきれずに残ってしまった料理を持ち帰るための容器のことを指し、そもそもは、家で待つ愛犬にも分けてあげるためと持ち帰ったことから、この名がついたとされています。

環境目標4【環境教育と協働】地域の連携で環境保全が充実しているまち

家庭や学校、事業所などで環境保全について話し合い、みんなが出前講座や観察会などの環境イベントや清掃活動に参加することにより、地域コミュニティが充実し、環境保全が先進的に進んだまちを目指します。

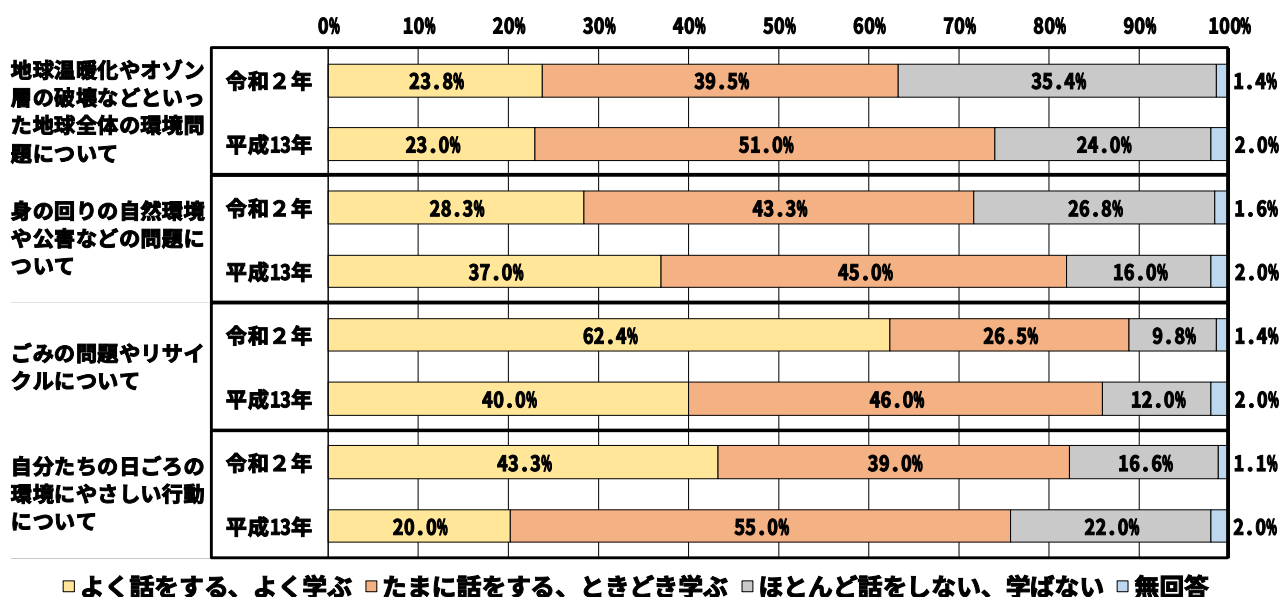
《基本施策4-1》環境学習・教育の充実

【本市の現況】

小学生アンケートでは、学校や家で学んだり話したりする環境問題について、2001（平成13）年に実施したアンケート結果と比較すると、「よく話をする、良く学ぶ」の回答が最も増加したのは「自分たちの日ごろの環境にやさしい行動について」、次いで「ごみの問題やリサイクルについて」となっており、2001（平成13）年に比べ、日ごろの行動やリサイクルについての関心が高くなっています。

一方、「ほとんど話をしない、学ばない」の回答が最も増加したのは、「地球温暖化やオゾン層の破壊などといった地球全体の環境問題について」、次いで「身の周りの自然環境や公害などの問題について」となっています。大きなテーマである地球温暖化に加えて、本市の特性を表す自然環境への関心を高める働きかけが重要となります。

■ 学校や家で学んだり話したりする環境問題について（小学生アンケートより）



《環境学習館新築工事》

環境学習館は、2008（平成20）年に指定された埼玉県緑のトラスト第11号地も近いため、市内だけでなく県内各地から人が訪れています。一方、現在は建物内に研修室兼会議室が1部屋しか無いため、十分にその機能を発揮できていません。そのため、コミュニティ施設の要素を兼ね備えた複合施設として、環境学習館の新築工事を計画しています。

新たな環境学習館では、黒浜沼をはじめとする市内に生息している生物や生態系が学習できるほか、市の自然環境や環境問題などについても学ぶことができるように計画しています。

また「ふれあいの場」として地域の人々や各種団体が身近に、手軽に、そして多目的に利用できる地域コミュニティづくりの場とします。

【課題】

- ◇ 次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めていくことが求められます。
- ◇ 本計画や本市の取り組む環境施策の周知が重要です。
- ◇ 体験から学び自己判断できる力を養うことが重要です。
- ◇ 家庭と地域と連携した環境学習の場が必要です。
- ◇ 発達段階に応じたプログラムの推進が必要です。

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
日常の行動・取組について、 「環境講座に参加するなど、環境について学習している」 (いつも気を付けている＋時々気を付けている) 人の割合（市民アンケート）	24.7%	40%

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①環境学習の場の提供 	本市の自然環境を活用した自然観察会の開催など、自然とふれあう機会の創出を図ります。	みどり環境課
	市内の教育機関や事業者並びに県と連携した環境学習を推進します。	みどり環境課 学校教育課
	市内の小中学校（教育機関）と連携・協力し、省エネや温室効果ガス削減に関する学習を推進します。	
	環境学習の企画や運営に必要な専門スタッフの確保については、包括連携協定や産学官連携協議の活用を図ります。	
	図書館など公共施設での環境学習に関する企画の推進や、環境学習館における展示などの充実化を図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
②事業者の活動の促進 	環境学習会や自然観察会などへの事業者協力を図ります。 エコアクション 21、レジリエンス認証制度 ³⁰ など、事業者の環境マネジメントや持続可能な事業に関する登録を推進します。	みどり環境課

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 環境に関するイベントに積極的に参加し、環境問題や保全活動について地域の方と話し合うなど、環境保全に取り組むボランティア団体やサークルに参加・協力することで、美化活動に協力し、自身と周りの美化意識向上に努める必要があります。

事業者の取組

- ◆ 環境保全活動への積極的な参加、協力をを行い、環境報告書の作成に努め、市民に環境情報を提供するとともに、自社で取り組む環境に配慮した活動を PR し、保全活動の拡大に努めることが求められています。また、環境保全に取り組むボランティア団体やサークルに参加、協力することで、子どもたちに環境保全の大切さを伝える必要があります。

■ エコアクション 21 とは

環境省が策定した総合的な環境マネジメントシステム



出典：エコアクション 21 パンフレット（一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション 21 中央事務局）

³⁰ レジリエンス認証制度：地震等の自然災害が多く発生する日本では、災害発生時に迅速に回復できる経済社会システムを構築することが重要であり、国土強靱化の趣旨に賛同し、事業継続に関する取組を積極的に行っている事業者を、政府が「国土強靱化貢献団体」として認証する制度です。

《基本施策4-2》協働の促進

【本市の現況】

本市では、各自治会や環境保全団体等のボランティアによる清掃活動が継続的に実施されてきました。2020（令和2）年度においては、約90団体による清掃活動ボランティアが行われ、市内の環境美化に取り組んでいます。市では回収されたごみや泥土の回収を行っています。

また、地元自治会や任意団体などが、蓮田市アダプトプログラム³¹の一環として、公園内の清掃、花壇の花植え、遊具のペンキ塗りなどのほかにも、市内の公園を巡回し、利用者目線での危険箇所や破損箇所などの報告をするなどのボランティア活動を行っています。これらの活動に対し、市では、清掃道具や花苗、ペンキ等の提供などで支援を行うほか、提供いただいた情報を基に、細かな危険箇所の対応を行うなどして、協働して公園の適正管理にあたっています。

他にも「市内一斉クリーン作戦」を毎年実施しており、地域を基盤に活動するさまざまな団体やボランティアなどが活動しやすい環境を整備する「地域活動・ボランティア活動の推進事業」、NPO・市民活動の活性化を図るための運営などを支援する「NPO・市民活動支援事業」、市民が主体の新たな市民活動が、市民と行政との協働事業につながるよう、各種市民活動団体との協働を推進する「市民協働推進事業」、市内各所に四季折々の花を植え、市と市民、関係団体、事業者などが協働して花と緑のまちづくりを行う「花と緑のまちづくり事業」、蓮田市役所・蓮田駅東西口花壇を対象に、花いっぱい運動や花壇の草刈り、花の水やりを行っている「住みよいふるさとをつくる活動」が行われています。

【課題】

- ◇ 環境保全に関して情報提供を充実させ、環境保全活動（ボランティア活動）の進展を目指すことが重要となります。
- ◇ ボランティア活動団体の高齢化と後継者の育成が課題となります。
- ◇ 市民に対し、環境施策への積極的な参加を呼びかけることが求められます。
- ◇ 市内事業者に対し、環境施策への積極的な関与を促す必要があります。



花いっぱい運動 蓮田市役所



花いっぱい運動 蓮田駅東口

³¹ アダプトプログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト（Adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味であり、一定区画の公共の場所を養子にみ立て、市民が愛情と責任をもって清掃美化を行い、行政がこれを支援する制度。

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
日常の行動・取組について、 「地域の美化・リサイクル・緑化などの活動に参加する」 (いつも気を付けている＋時々気を付けている) 人の割合(市民アンケート)	40.9%	65%

【施策】

施策名	施策の内容	担当課
①環境保全に関する情報提供の充実  	樹林の維持管理や下草刈りの実施などのボランティア募集に関する広告を幅広い媒体を活用して情報提供を図ります。	みどり環境課
	広報はすだやホームページを中心に、地球温暖化対策に関する情報提供を積極的に行います。	
②地域活動の促進  	「市内一斉クリーン作戦」などの美化活動を推進します。	みどり環境課
	環境保全活動を行う市民団体を支援し、協力します。	
	事業者の環境ボランティア活動への参画を図ります。	
	市が後援・共催するイベントなどについて、地球温暖化対策の取組や企画の盛り込みが図られるよう働きかけを行います。	

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◆ 市内の環境保全活動に積極的に参加し、本計画の推進状況を確認し、意見を述べる必要があります。また、市民団体は環境保全活動を図る取組が求められています。

事業者の取組

- ◆ 環境保全活動に取り組む市民や民間団体に協力、支援を行うとともに、環境保全活動の企画や実践に努め、地域住民との交流を深めることが求められます。